

平成29年村上市議会第2回定例会会議録(第4号)

○議事日程 第4号

平成29年6月19日(月曜日) 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員(26名)

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	板垣千代子君
9番	鈴木いせ子君	10番	本間清人君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	姫路敏君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	20番	小林重平君
21番	佐藤重陽君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	高橋邦芳君
副市	長	忠聡君
教育	長	遠藤友春君
総務	課長	佐藤憲昭君
財政	課長	田邊覚君

政策推進課長	山	田	和	浩	君
自治振興課長	川	崎	光	一	君
税務課長	建	部	昌	文	君
市民課長	尾	方	貞	一	君
環境課長	中	山		明	君
保健医療課長	信	田	和	子	君
介護高齢課長	小	田	正	浩	君
福祉課長	加	藤	良	成	君
農林水産課長	山	田	義	則	君
商工観光課長	竹	内	和	広	君
建設課長	中	村	則	彦	君
都市計画課長	東	海	林	則	君
下水道課長	早	川	明	男	君
水道局長	川	村	甚	一	君
会計管理者	中	村	る	み	子
農業委員会					
	小	川	寛	一	君
事務局長					
選管・監査					
	佐	藤	直	人	君
事務局長					
消防長	長		研	一	君
学校教育課長	木	村	正	夫	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	鈴	木	芳	晴	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	小	林	政	一
事務局次長	大	西	恵	子
係長	鈴	木		涉

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員名です。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、渡辺昌君、19番、長谷川孝君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 一般質問

○議長（三田敏秋君） 日程第2、16日に引き続き一般質問を行います。

本日の一般質問は4名を予定しております。ご了承願います。

最初に、9番、鈴木いせ子さんの一般質問を許します。

鈴木いせ子さん。（拍手）

〔9番 鈴木いせ子君登壇〕

○9番（鈴木いせ子君） おはようございます。驚ヶ巣会の鈴木いせ子です。議長のお許しをいただきましたので、これから一般質問させていただきます。

私の一般質問は2項目であります。1項目め、平成30年産米以降の農政についてであります。

農政の大転換がいよいよ来年に迫りました。国は、米の生産調整を平成30年産米から廃止します。廃止するということは、これまで減反に参加してきた生産者は補助金が受け取れません。来年からは、この補助金がなくなるということです。新潟県は、平成30年産については、国が従来示してきた生産数量目標にかわる目安を各市町村に提示する方針を決めたようですが、達成義務は課しません。現行のように、農家に割り当てるかどうかは市町村の判断にゆだねるとしてはいますが、市の対応について次のとおり伺います。

、農家が達成義務のない県の目標をどのように捉えるのか、考えをお伺いいたします。

、新聞報道によると、村上市は7月に生産目標を示すということですが、どのような内容になる予定ですか。

、国からの手厚い補助金がある飼料米や米粉の栽培は進めますか。

、今までやってきた大豆の生産はどうなりますか。

、米の販売先のある農家は、不正田フル活用し、小規模農家が犠牲になるような生産目標にしないでほしいと考えますが、市長の考えを伺います。

2項目め、朝日多目的グラウンドの附属施設（トイレ）の改修についてであります。朝日地区の

体育施設は、総合体育館のほか多目的グラウンドがあり、野球場、グラウンドゴルフ場やゲートボール場を大勢の方が利用しております。大きな大会も開かれております。しかしながら、施設全体が老朽化する中、抜けましたが、これ屋外では1カ所あるトイレも修理が頻繁にあると聞いております。そこで、このトイレの整備計画について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 皆さん、おはようございます。それでは、鈴木いせ子議員の2項目のご質問につきまして順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、平成30年産以降の農政についての1点目、農家が達成義務のない県の目標をどのように捉えるかとお尋ねについてでございますが、今定例会におけるこれまでいただきましたご質問にもお答えいたしておりますとおり、平成30年からの米政策の見直しにつきましては、生産者や集荷業者・関係団体がみずからの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた米の生産を行うことにより、安定した、そして持続可能な農業経営を確立させることを目指していると認識をいたしております。

このたび県から示されました数値は、市町村ごとの検査数量等に基づくシェア案分によるものであり、この数字をもとに地域における目標設定の試行を行うこととなります。現状においては、自分が思うようにつくってもよいのだという認識をお持ちの生産者もいると思われれます。しかしながら、市場において必要とされている量を的確に生産することが、米価の維持につながることでありますので、安定した岩船米の生産と農家所得の確保のため、重要な指標となると考えているところであります。

次に2点目、新聞報道によると、市は7月に生産目標を示すとのことですが、どのような内容になる予定かとお尋ねについてでございますが、本市が7月に生産目標を示すという新聞報道は、県から暫定として示された数字をもとに、7月中を目安に平成30年産及び中長期の目標設定の試行を行い、8月末までにその結果を県に報告するというものであり、7月に平成30年産の生産数量が示されるということではございませんが、これらの試行を行う過程において、平成29年産の作柄、岩船米の販売状況等の分析を踏まえ、平成30年産及び中長期の生産数量の目標を決定していくこととなります。

次に3点目、国からの手厚い補助金のある飼料米や米粉の栽培を進めるのかとお尋ねについてでございますが、経営所得安定対策では飼料用米・米粉用米には、水田活用の直接支払交付金、産地交付金が10アール当たり最大12万5,000円の交付が受けられ、平成28年度の作付面積といたしましては、米粉用米53.8ヘクタール、飼料用米220.1ヘクタールで、合計273.9ヘクタールとなっております。本市といたしましては、水田フル活用ビジ

ョンで非主食用米としての水田活用として位置づけているところでもありますので、飼料用米、米粉用米の作付につきましては、個々の生産者の判断によるものではありませんが、需要動向に沿って推進することが必要であると考えているところであります。

次に4点目、今までやってきた大豆の生産はどうなるかとお尋ねについてでございますが、大豆におきましても経営所得安定対策におきましては、水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金、産地交付金の対象作物となっており、主食用米と同程度の所得確保ができる作物として、水田フル活用ビジョンの戦略作物に位置づけております。

また、水稲との作業分散も可能であり、大規模経営体につきましては労力の分散にもつながるため、今後も作付を推進していかなければならない作物であると考えているところであります。

次に5点目、米の販売先のある農家は水田をフル活用し、小規模農家が犠牲になるような生産目標にしない考えはあるかとお尋ねについてでございますが、平成30年産からの米の生産につきましては、需要に応える米生産を行うことで岩船米の価格維持を行い、生産者の所得確保を図らなければならないと考えているところであります。このため備蓄米、飼料用米等の新規需要米、加工用米に取り組み、地域として過剰な主食用米の生産を防止する必要があります。その中であって、経営規模の小さい農家において取り組みを進めることが可能となる生産数量の提示を行うことが必要であると考えているところであります。

次に2項目め、朝日多目的グラウンドの附属施設（トイレ）の改修については、教育長に答弁をいたさせます。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おはようございます。それでは、鈴木いせ子議員の2項目め、朝日多目的グラウンドの附属施設（トイレ）の改修について。施設全体が老朽化する中、トイレの修理が頻繁にあり、トイレの整備計画はあるのかとお尋ねについてでございますが、このトイレ施設は建築後35年ほどが経過しておりますが、これまで適宜屋根防水補修工事や天井張りかえ工事、漏水による給水配管敷設工事等を行っているところであります。今後も適正な維持管理に努めるとともに、利便性向上に向けた改修計画についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 6月9日に県からつくり過ぎによる値崩れを懸念した生産者の声に応じて、平成30年産米主食用の生産目標となる独自の参考値が市町村に示されました。村上市のコシヒカリの生産目標は1万4,853トンなのに、非主食米は5,639トン、これを受けて7月中に村上市の生産目標値を検討しなければならないのですが、副市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） おはようございます。お答え申し上げたいと思います。

暫定数値ということで示されました。今議員さんおっしゃるように、コシヒカリあるいはその他の品種ということで、いろいろ用途別に分かれた数字になっておりますが、あくまでも平成28年の検査実績に基づき、そしていわゆる家庭で食べる飯米と縁故米を除いた数字ということでの提示でございますので、中身をよく見きわめながら、そしてまた農業再生協議会の中に米政策検討会というのを設けてございますので、そこでそれをどう受けとめ、そして市としてどのようにそれを農家の方々、あるいは認定方針作成者の方々に向けていけばいいのかということをしかりと議論して進めていきたいというふうに、今のところまずは考えてございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 示された数字は、さっき副市長さんがおっしゃったように、自家消費米や縁故米といった市場に関係ない分を除いた検査数量に基づいて出したとありますが、生産目標は市町村や地域が主体につくるもので、目標と内訳が大きく変わることは否定できないと県の方針であります。今現在、先ほども市長答弁にあったようですが、個人目標と市町村目標があると思いますが、まず村上市はそのどちらを重点的にお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 個人目標と地域目標とありますが、やはり地域目標の中には全体的な目標値があります。また、個人目標につきましても中山間地とか平場とか、あとさまざまな条件がありますので、売れる米づくり、そしてまた用途別となると、さまざまな検討をしていこうということで、今進めている段階でございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） そうすると、今村上市にある5市町村に大きく配分して、そしてその中から個人配分を出すということですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 市内の再生協議会の中には認定方針作成者、JAも含めまして、それぞれの集荷団体が作付しておりますので、その状況、そしてどのくらい昨年集荷して出荷したとか、そういったことも全て考えて、そしてそれからどうするかということを検討していかなければならないという段階であります。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） そうすると、ことと同じように、個人個人の目標もある程度示されるということでしょうけれども、そのときにJAに出荷している人はきちんとした数字が出ると思うのですが、自分で販売している人の数量などもきちんとつかめられるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） その辺が一番どう数字を捉えるかというのが議論すべき点で、県の

数字も縁故米、飯米は除くと。その部分がどの数字を用いて当方は検討すべきかということも含めまして、それから各農家へどうするかということを検討しなければならないということで考えております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） そうすると、今まで村上市が補助してきた2,000円というお金はそのままお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 反当たり、生産調整に協力していただいた方に支払っております2,000円の市単独の加算につきましては、これにつきましてはどのように持っていったほうがいいのか、産地交付金とかもあわせまして、やはり検討していくことになると思います。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 私、まだ予算書をよく見ていないのですが、それは予算書には上がっていましたでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 再生協議会の負担金の中に入れておりまして、再生協議会の中で、そしてあと生産調整の種別ごとに各農家に面積に応じて支払っているという支払いの形態であります。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 今農業再生協議会のほうが、全てその状況をつかまえて判断するというようなのでございますが、その再生協議会のメンバーというのはどのような方ですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） まずJAの方、そして土地改良区、共済組合、そして認定方針作成者、それとあとオブザーバーとして国、県、認定方針作成者はちょっと数字、今名簿ないのですが、五、六者ありまして、そのほかに地域からの農業者ということで構成しております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） そうすると、大体どのくらいになるのですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 15名から、たしか20名ぐらいだったかと思います。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） それは、まだ集まったことはないわけですね。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 6月9日の県のほうの暫定数値を受けてからは集まっておりません。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） その前は何回かは集まっているわけですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 5月に一応総会ということで、新年度、29年度の予算等、事業等を検討している総会は5月に開いておりますし、あと新潟県の、皆様ご存じのとおり配分が、今までですと12月ごろ配分がありました。それを受けて、各農家にどうやって示そうかというようなことで、1月に臨時総会を開いております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 私も新聞を読んだ限りであります、7月中に検討して、8月に県のほうに報告するような、そういうふうには私が見たのですが、もう7月も近いのですが、全てが再生協議会がその数字をどうして出したらいいかというのを決めるようでありますが、この次の集まりは早くしないと大変なのではないでしょうか、計画あるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） その辺につきましては、副市長が述べましたとおり検討会の中で、まず県の暫定数値がどのようなものかということと十分検討して、そして早目に次、検討会でするので、最終判断は再生協議会でされますので、再生協議会で決定を受けて進めていきたいということで考えておりますので、早目に開催しようということで考えております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） その座長は副市長なのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） そうでございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 私も新聞読んだ限りなのですが、農協の中央会の専務が何十年も続いた生産調整がなくなれば、農家は海の中に放り投げられるようなものだという、言ったというような記事がありました。本当にJAだけを頼りに小規模にやってきた農家の声を、これは代弁しているのではないかと私も思いました。

この数字には強制力はないという、そして水田はフル活用せよと、この考えの中で、売り先を持っていた農家は、米が自分で売れるからいっばい主食米つくろうかなということは、今の話からやはり非主食米も含めた経営をするのだというようなご答弁でしたが、本当にそうなるのでしょうか、副市長にお尋ねします。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 50年間続いた生産調整であります。いきなり農家ご自身に、どうぞ売れるだけ好きな物つくってくださいと言ったとしても、なかなかそうはいかないのだろうというふうに思います。ご案内のように、今主食用米は年間8万トンずつ需要が減ってきているというふうな実

態もございますので、大切な農地でありますから、有効に活用しなければなりませんけれども、だからといって、のべつ幕なしに主食用米を栽培するということは市場の混乱を招くということになると思います。

市としましては、先ほど課長がお答えしておりますように、今示された暫定数値をもとにしながら、本当にこの村上市内においてどういう米が、どこへ、どんな形で売れていっているのだろう。今後それをさらに推し進めていくためにどうあればいいのかということ、先ほど申し上げましたようなスケジュールでしっかりと議論していきたいというふうに思います。そうしながら、つくり過ぎではやはり困りますので、以前の答弁でも申し上げましたけれども、コシヒカリに代表される家庭食用のものと、それ以外の、例えば業務用に代表されるようなコシヒカリ以外の品種、あるいは非主食用となるような加工用米ですとか、えさ米も含めてですけれども、あるいは米粉用も含めてですけれども、そういった用途に応じた生産をどの程度すればいいのかということの販売視点から見て、それを協議していきたいなというふうに思います。

もう一つは、生産数量目標、いわゆる目安の設定でありますけれども、市内は生産条件が大きく異なりますので、比較的反収の上がるどころ、あるいはそうではないところ、この差も結構あります。そこに応じた目安の提示の仕方もあっていいのではないかなということも私自身も感じておりますので、それらも含めて早目に議論をし、私としては8月中には県の報告と同時に、30年産に向けた方針だけは、この再生協で決定したいなというふうに思っています。その後、29年の作柄が確定し、あるいは売れ行き動向も確定しますので、おおよそ11月中には個々の農家に方針作成者を通じて目安数字が示せればいいのかという、そんなスケジュール感で進めていこうと思っています。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 何といたっても、村上市はブランド米の岩船米の産地であります。この米づくりこそ、このサバイバル競争に勝っていかなばならない。30年産で生産量がふえて、価格が下落し、在庫がふえるようなことになれば、そして価格下がったのを次の年に取り戻すというのは、これは並みの苦勞ではないと思いますので、そこら辺も副市長さんが中心になってお考えでしょうが、そこが一番大事なところだと思います。30年産の価格が、これからの岩船米の価格を非常に左右すると思います。この目標値の岩船米、ブランド米岩船米の目標値はどのようにお考えか、副市長にもう一度伺います。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） いろんな見方はあるとは思いますが、目標値そのものは、今ここで幾らというふうなことをはっきり申し上げるわけにはいきませんが、恐らく県が示した数字は、いろんな情報をもとにしながら出した数字だというふうに思っております。それと、実際に生産して販売している実態が、果たしてどこにあるのかということと、情報によりますと、28年産のコシヒカリに限っていえば、在庫量は結構あると、いわゆるちょっと売りにくい状態にあるという

ふうなことも聞いておりますので、そこら辺もやっぱり見きわめながら、最終的にはその数字の落としどころというのを見図るべきだろうというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 今この30年産問題の中で、在庫ある岩船米の、それもゼロから出発したいというようなこともどこかで読んだ気がします。本当に価格の下落というのは取り戻すことできませんので、その辺もよく見きわめてはおると思いますが、私も農家として大変心配しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

農林水産課長にお伺いしますが、非主食米として生産する大豆、飼料米、米粉、大きいのは3品だと思いますが、それらの29年の補助金額というのはどのくらいですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） まず、飼料用米につきましては、今12万5,000円ということで、大豆につきましても、水田活用の直接支払いが3万5,000円、それと畑作の関係で1万5,000円ということで、5万円が支払いされます。

それと、あと米粉、後ほど調べて報告させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 3万5,000円のほかに1万5,000円ではなくて、3万5,000円ではないですか。

後でいいです、言ってなかったら後でいいです。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） あと私がもう一つ心配するのは、減反政策で集団転作がやっと軌道に乗り始めてきました。個人転作ではなくて、ローテーション、ローテーションで、農家は来年はうちがかかるのだな、うちがかかるのだなということを、最初のころは大変抵抗あったのですが、今はもうスムーズにローテーションによる集団転作がしっかりとついております。個々に好きな物をつくってくると、この集団転作を私は大変危惧するわけではありますが、このことについて課長さんかな、副市長さんかな。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 集団転作は、主に麦とか大豆とかというふうな土地利用型の作物でされております。それで、ブロックローテーションで各田んぼを回っていているところもあります。一番心配されるのが、そういう補助金が少なくなって、ブロックローテーションにかかった人に保障する分がどう確保するかという部分でありますけれども、やはり今現在水田の活用で3万5,000円、それと畑作の支払いで1万5,000円の5万円は確保されておりますので、そこに上物とか、あととも補償とかいろいろ入ってきて、あと生産集団で、その組織で生産をどうするかと、そしてそれを各参画農家がどう考えるかというようなことで、やはり土地を自由気ままにさまざまな生

産調整作物をつくるのではなくて、ある程度かたまっ、そして均一的に収穫をとっていきような作物とか、作物の麦、大豆は重要かと思しますので、それはそれで推奨していきたいなということで考えております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） その集落ごとに目標値を示してもらわないと、なかなか今は集団転作はただの集団転作ではなくて、皆さんの協力もあるし、その集団転作を維持するために農家がまとまるというか、そういう目的も大変あったかと思しますので、集団転作するところには二、三万余計やるわみたいな気持ちであれば、まだその集団転作も生きてくると思いますが、集団した人も、個人でばらばらする人も、どうでもいいやというような考えこそは、私はこの大事なきずなが崩れるような気がしますので、そのことも一言伝えておきたいのですが、副市長よろしくお願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご懸念をされているところでは、私も非常に感じているところであります。そもそも農政そのものというのは国の基幹だというふうに私も思っておりますし、村上市のしっかりとした取り組みをこれからも継続させなければならない産業だというふうに思っています。そこに従事をされています生産者の皆様方が、しっかりと所得、安定した所得を得ること、これも大事であります。その知恵として、その転作、または主食用米以外のものに作付を移行するというようなこと、これまでもいろいろな知恵を出しながらしてきた部分だというふうに思っておりますので、そのベースを持って、30年産以降、これは戦略的に今度打って出ることにはできるわけでありますけれども、まず足場を固めながら、それをしっかりと確保した上で、さらにそれを発展していくという大きな流れで中長期的には考えていきたい。30年産以降につきましては、直近の状況としては大きな支障を生じさせないような、そういう施策を提案をしていく、それを再生協の中で副市長を中心にしっかりと議論をしていただいて、生産者の皆さんにお伝えをしていくということが、今まさに求められているのだらうなと思っておりますので、議員ご指摘の部分についてはしっかりと受けとめて、これから対応していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） きのうの新潟日報に、JA全農は買い取った米は卸しを介さずに、外食、小売業などへ直接売ることを主体としてコストを抑制し、農家の所得増大に向け、流通見直しを柱とした自己改革の達成につながるとありました。これは、大変小さい農家としては、農協を頼っている農家としては、米を今までちゃんと売ってくれるのだなという強い安心感みたいなもの、この新聞を読んで感じたのですが、これを受けて生産目標値のことについては何か響くようなとか、これを参考にちょっとはいっぱいつくるかなんてというのは考えませんが、副市長。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 新聞報道によりますと、その部分はそうなのですが、残念ながら新

潟県は、その全農の全量買い取りの該当の県にはなっていないのでございます。というのは、全農はやっぱり全農で、全部買い取りますと当然リスクがあるものですから、新潟県の場合は量も多いですし、いろんな市場の関係から、なかなか全量買い取りにはという形にはまだならないだろうというふうな受けとめ方もできます。

ただ、今市長も申し上げましたように、これを機会に本当に農家の所得が下がらない、むしろ向上するような方法がないのかということ、やっぱりしっかりと議論をして、農家ご自身も、あるいはその米を扱う農協を初め、さっき申し上げた認定方針作成者、これは実は米を販売するという側にいる、農家も含めた、あるいは農業法人も含めて、販売されている方を指す言葉でありますけれども、そこでしっかりやっぱり議論をしながら、どう販売戦略を地域として打ち出していくのかということに、私は尽きるのではないかなというふうに思います。それをつくり過ぎてはやっぱりだめなので、販売に見合った生産をどう取り組めるか、ここが一番問われている大きなポイントなのではないかなというふうに思います。もちろんJAさんの販売力は、量的には一番多いわけでありますので、そこも頼りながら、でも頼り過ぎないという姿勢も持ちながら、今後は進めていきたいなというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） これを機会にぜひ副市長、せめる農業、村上市せめる農業をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そこで、出てくるのが担い手の問題なのですが、農林水産課長さんにお伺いしますが、60歳までの担い手支援を行いました、現状はどのようになっていますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 平成28年度には1件でございます。そして、平成29年度は2件ございまして、年齢的には38歳、32歳ということで、畜産と水稲関係の方でいらっしゃいます。あと相談数も今現在1件というようなことで、29年度はそういう状況でございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 60歳という年齢を上げて補助をするという、農家へ新規就農についての補助ということだったのですが、その60歳以上で新規就農というのは、ここ二、三年ないわけですね。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 61歳までの方は、まだ近い年齢の方はいらっしゃいません。当方としては、都会のほうから退職されて、そしてそこで就農して、地域の中心的担い手に61歳過ぎてもまだ大丈夫なのではないかということで考えておりますけれども、今現在はありませんので、広く周知していきたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 私も実は先日、農業をする若い人たちのグループがいるから、おまえも来

て話してみないかと、その若い人と話ししてみたのですが、農業を選んで何一番思うやと聞いたら、やっぱり仲間が欲しいと。仲間づくりしていかないと、これから農業やっていくにはやっぱり困ったこともあるし、例えば消毒、何でもそうですけれども、仲間がいれば農業は楽しいという、できれば私も一番思うのはネットワークづくりですか、楽しい、夢のある農業をやっていくには、やっぱり仲間が欲しいというのが、彼ら20人ぐらいもいましたでしょうか、そこで話ししてきたのですけれども、やっぱり仲間づくりを一番に挙げておりましたので、これからは若い人がいないとやっぱり農業はやっていけない。ほとんど今高齢化しておりますけれども、この20代、30代の人に農業をやってもらうという、そういう方針もこれからは大事だと思いますが、特別そういう新規就農者でも20代、30代をプッシュする方法とか、しませんかというような、そういうのもそこにひとつ考えていったらどうかと思います、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 若者のそういうグループ、振興局さんのほうでもそういうグループというか、話し合いの場、サークルみたいなもの設けておりますので、当方としてもそこに参画するような形で仲間づくりみたいのを推進していきたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 政策はどんなによくて、それを実行する人がいなければ、これは大変なことで、土地も守っていかねばならないので、60代を新規就農として考えてもさっぱり集まらないというのであれば、やはり先のある若い人たちのグループができるほどの、協力し合う体制ができるような若者の就農を再生協議会の中でもしっかりとそれも考えていていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 「新規就農」という言葉を使いますと、どうしても個別で農家に入るというイメージが強いのですが、実は市内には農業法人というのが50社ほど既にございまして、そこに入社すると、就職するという形で、結果的には農業に従事する若者はふえつつあります。今議員さんおっしゃるように、そういった方々も含めたネットワークづくり、これは確かに私も経験がございますし、やっぱり仲間づくり、同じ世代の者たちでいろいろ切磋琢磨して勉強し合う、情報交換し合うというのは本当に大事なことだと思いますので、それらも含めて今後進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） その仲間づくりもぜひお願いしたいと思います。今まで以上にこの政策を進めるためには必要だと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次に、朝日多目的グラウンドのトイレについてであります。私が朝日地区の春季消防演習に行ったときに、「鈴木さん、女子トイレが壊れているので体育館を使ってください」と言わ

れたのが、私もびっと来ましたのですけれども、翌日そのトイレを見に行ってきました。そうしたら、女子トイレはもうバリケードがされて〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕私の記憶では、最近では使っている時間よりも、壊れている時間が多いような気がするのですけれども、この女子トイレはどうになりましたでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 議員おっしゃるとおり、その時点で漏水が発生しておりまして使用中になっておりました。それで、応急処置としまして漏水工事を行いまして、本日一応完了というような予定になっております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） それは、当座は直ったでしょうけれども、ドアは壊れている、水はしょっちゅう出ない、修理、修理で修理している時間が長くて、使う時間が少ないのがあのトイレです。そして、男子トイレも私見てきたのですけれども、男子トイレのドアも壊れている、便器も今はつい立てがあるだろうけれども、そのまんまなっている。年配の方はいいでしょうけれども、あそこは小学生の大会、中学生の大会、そういう大会が中心ですので、開かれる大事なところであります。そして、グラウンドゴルフも今盛んですので、グラウンドゴルフは1週間に2回、3回と定期的に練習していると思うし、ゲートボールの大会も頻繁にやっていると思います。

そこで、トイレのない体育施設というのはいかがなものかと私も思ってきました。それで、このトイレは五十何年からで30年たっているというけれども、本当に昭和55年ごろだと思うのです。昭和が終わって、平成が終わって、今度また新しい年号になる、3年号も変わるほどそのままになっているのです。あの2階は使っているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 現在2階の施設については使用していないということでございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 本当にここで言ったって、現場を見なければわからない。壊れていると言ったって、どのくらいで壊れているのか、本当にぼろぼろに壊れているのか、ちょっと直せば壊れているのかというのは、この場で伝わらないと思いますが、あそこで本当に屋上であれだけの施設を持ちながら、トイレがないというのは考えられないことだと思います。市長、どう思いますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘の朝日地区にあります、ちょうど庁舎の裏にあります多目的広場に併設をされたトイレ、昨年の春に私もゲートボールの大会のときにお邪魔させていただきまして、現状把握をしております。その後直ちに、そのトイレだけではなくて、市内全域の公共施設のトイレについては早急に調査をして、私も山北地区では総合グラウンドの脇にあるトイレ、また朝日地区もそうでありますし、グリーンパークあらかわ、それぞれ拝見させていただきながら、どうい

ふうな改修方法、使い勝手のよさということを早急に対応するようということで、昨年指示を出しているところであります。その中で順次優先度を図りながら対応していくということで、今回議員がごらんになられたときに、消防演習のときに使用が困難であったということは大変申しわけなかったと思っているわけでありましてけれども、計画的にそれらの施設については補修、修繕、改修を図っていくということで、今事務を進めているというところであります。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） もう改修は限度来ているのではないかなと思います。教育長さん、見てどう感じましたか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 私も議員からご指摘受けて、すぐに見てきたのですけれども、確かに老朽化は著しいと思います。著しいとは思いますが、今市長の答弁にもありましたとおり、やはり計画的な整備、改修に努めていかなければならないと思いますので、できる限り使い勝手のよいトイレにしていかなければならないということは、私自身も思っております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） もうあそこは2階も会議室、運動する人の会議室などもできたのだけれども、できているところなのですけれども、もうそういうことは要らないから、本当にトイレ一本でやっていきたいと思います。財政課長さん、よろしくお願いします。〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） スポーツ施設全体のエリアとして、昨年あそこに併設されていましてテニスコート、あそこが使用されていない、また附属の装備が著しく壊れていて、逆に危険を伴うのではないかとということで、あそこも改修させていただきました。あそこはそういう形で、今別な用途ということのイメージで考えているわけでありましてけれども、トータルそういうふうにして少しずつやらせていただいているところであります。

今議員からご指摘のあった使い勝手のよいという部分については、これからのスポーツ、ゲートボール、またグラウンドゴルフを楽しまれる方とか、そのニーズに則した形のあり方、また規模、そういうものもあるうかと思えます。比較的あれはRCの構造物でありますので、もったのかなという感じはありますけれども、確かに非常に使用に耐えないという状況は私も十分把握をしておりますので、そこも含めてこれからしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） では、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで鈴木いせ子さんの一般質問を終わります。

午前11時まで休憩といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） ここで、農林水産課長から発言を求められておりますので、これを許します。
農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 先ほど鈴木議員のご質問で、飼料米と米粉用米の助成単価についてもご質問ありました。米粉用米につきましても、飼料米と同じく最大で12万5,000円の助成がございます。

また、大豆に関する質問の中で、私が水田活用に関する交付金が3万5,000円、そのほかに畑作物の直接支払交付金が1万5,000円と申し上げましたけれども、1万5,000円は産地交付金の誤りでございましたので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（三田敏秋君） ご了承ください。

○議長（三田敏秋君） 次に、14番、竹内喜代嗣君の一般質問を許します。

竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、通告いたしました4点にわたって質問をさせていただきます。
日本共産党の竹内喜代嗣です。

1点目、平成30年度から行われる国保改革について伺います。 、国保の保険者は市町村のみから、都道府県と市町村の共同運営に変わっていきます。今回の改革が加入者にとってどういう意味を持つのか、何をもたらすのか伺います。

、県に標準保険料率を上げるような試算を出さないよう現状維持を要請していただきたいと思えます。これ以上の増税は困るとというのが市民の声であります。県は、社会保障推進協議会の要請に対して「市町村の実情をよく聞く」と回答しています。市長のお考えを伺います。

2点目、国保税の徴収と減免についてでございます。 、国税徴収法では、滞納処分停止要件は、生活を著しく窮迫させるおそれがあるときとしています。国保税など市税徴収の実態を伺います。

、多子世帯に対し国保税の減免規定を設けていただきたいと考えますが、市長のお考えを伺います。

3点目、農業、小規模企業・個人業者への支援について伺います。 、農業機械等の購入に減反・転作協力で格差をつけた補助金制度を創設して、農業機械の更新で困っている農家を助け、米の過剰作付を防ぎ、地域農業を守る制度の創設の考えはないか伺います。

、本当に困っている小規模事業者が資金繰り融資を受けられるよう無担保無保証人の小口融資制度を創設する考えはないか伺います。

4点目、学校統廃合を見直す提案についてであります。 、今回の学校統廃合は、まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成26年12月27日に閣議決定されました。このことから始まったと考えます。しかしながら、文部科学省は学校統廃合推進だけではなく、コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因、地域事情等に配慮し、特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ、小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重し、休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などにも対応し、活力ある学校づくりをきめ細かく支援するとしています。間違いないか伺います。

、総務省は、小規模校経費の基準財政需要額を効率が悪いから減額するとか、校舎改築などに補助金や過疎債などの充当を認めないと考えているのか伺います。

、少人数学級を生かし、音楽や美術などの専門教員は、文部科学省に認めていただき、市からも助成をして、村上市に縁のある芸術家に個性豊かな、世界に羽ばたく人材を育てていただけたらいかがでしょうか、伺います。

以上、積極的なご答弁をお願いいたしまして、降壇いたします。再質問いたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、竹内議員の4項目のご質問につきまして、順次お答えをいたします。

最初に1項目め、平成30年度から行われる国保改革についての1点目、国保の保険者が市町村から、都道府県と市町村の共同運営に変わっていくが、被保険者にとってどういう意味を持って、何をもたらすのかとのお尋ねについてでございますが、平成30年度からは新潟県が県内市町村とともに国保の運営を行い、財政運営の責任主体を担うことで、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を図り、制度の安定化が図られるものと認識をいたしております。

また、県が国保運営の中心的役割を担うことで、国保サービスの維持及び確保、健康づくりの促進等、地域における良質かつ効率的な医療の提供に資するものと期待をしているところであります。

次に2点目、県に標準保険料率を上げるような試算を出さないよう現状維持を要請する考えはないかとのお尋ねについてでございますが、県は国民健康保険の被保険者数、被保険者の構成年齢、所得及び医療費水準により、市町村から県へ納める納付金及び納付金を賄うための標準保険料率を算定することといたしております。よって、市は県が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定す

ることとなります。国民健康保険は、被保険者の税金と国、県の負担金、交付金等により財政運営されているものであり、制度の安定運営に必要な保険料率にする必要があることについて、ご理解をいただけるよう今後努めてまいりたいと考えておるところであります。

なお、この保険料率の件につきましては、現在県のほうで試算をしているわけではありますが、なお慎重に、最大の関心事ということで、緊張感を持ってその推移について見守っていきたいというふうに考えているところであります。

次に、2項目め、国保税の徴収と減免についての1点目、滞納処分の停止要件として、生活が著しく窮迫されるおそれがあるときとしているが、国保税など市税徴収の実態はとのお尋ねについてでございますが、市税徴収につきましては、地方税法や市税条例等により滞納処分を行っており、督促状や催告書を送付してもご連絡や納税がない場合は、財産調査を実施し、財産がある場合は差し押さえた上で、その財産を金銭にかえ、税金に充てる場合があります。また、財産調査をしても、滞納処分をすることができる財産がないときや、滞納処分することによってその生活を著しく窮迫されるおそれがある場合は、法律により滞納処分の執行を停止をいたしております。

次に、2点目、多子世帯に対して国保税の減免規定を設ける考えはないかとお尋ねについてでございますが、平成30年度の国保改革に際しましては、県で標準的な減免基準の検討をしているところでございますので、多子世帯に対する減免規定は、この内容を踏まえて考えてまいりたいと考えております。

なお、国民健康保険税の減免につきましては、当面現行の条例の規定に基づき、疾病、失業、震災及び火災等の特別な事情がある場合に行ってまいります。

次に、3項目め、農業、小規模企業・個人業者への支援についての1点目、農業機械等の購入に減反・転作協力で格差をつけた補助制度を創設して、農業機械の更新で困っている農家を助け、米の過剰作付を防ぎ、地域農業を守る制度創設の考えはないかとお尋ねについてでございますが、平成30年からの米政策の見直しでは、行政による生産数量目標の配分がなくなりますので、減反・転作協力で格差をつけるということはできないものと認識をいたしております。これまでのご質問でもお答えしておりますとおり、市場の要請を満たす、いわゆる需要に則した高品質・良食味の米の生産を行うことにより、安定した農業経営を維持、継続させていくことが重要であると考えているところでありますので、それぞれの地域に合った生産体制を確立することにより、水田農業の継続を図ってまいります。

次に、2点目、困っている小規模事業者が資金繰り融資を受けられるよう無担保無保証人の小口融資制度を創設する考えはないかとお尋ねについてでございますが、本市では融資制度を設け、小規模事業者等の皆様の資金調達を支援をいたしております。担保及び保証人が必要かどうかにつきましては、融資を実行する各金融機関の判断となっており、返済が不履行になった場合のことを考えますと、担保及び保証人を必要としない融資制度の創設は困難であると考えております。

なお、信用保証協会が保証する場合は、市で信用保証料の補給を行っており、一般資金等で信用保証料の50%、不況対策資金におきましては100%補給することで、事業者を支援をいたしているところであります。

次に、4項目め、学校統廃合を見直す提案につきましては、教育長に答弁をいたさせます。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それでは、竹内議員の4項目め、学校統廃合を見直す提案についての1点目、文部科学省の学校統廃合の方策の確認についてのお尋ねでございますが、本市の学校統廃合につきましては、平成26年7月に村上市立小・中学校望ましい教育環境整備検討委員会を設置し、将来を見据えた教育環境について検討を始めたものであります。検討に当たっては、文部科学省が平成27年1月に通知した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を踏まえております。この手引では、教育的な視点から、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力などはぐくみ、社会性や規範性を身につける教育を十分に行うため、一定の学校規模を確保することが重要となるとしております。

一方で、議員ご指摘のとおり、地域コミュニティの核としての性格への配慮や、地理的要因や地域事情による小規模校の存続の選択も十分配慮し、市町村は地域住民の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な議論を重ね、総合的に判断しなければならないとされております。

次に、2点目、総務省は、効率の観点から小規模校経費の基準財政需要額を減額し、校舎改築などに補助金や過疎債等の充当を認めないとしているのかとお尋ねについてでございますが、平成28年度の普通交付税の算定方法において、ご質問にある小規模校に対する減額措置のような改正はないものと認識しております。

また、小規模校の校舎改築等に対する補助金や、過疎債の充当につきましても、対象事業はこれまでどおりであり、学校の規模により認められないものとはなっておりません。

次に、3点目、少人数学級を生かし、市と縁のある芸術家の専門教員により、個性豊かな人材の育成を行ってはどうかとお尋ねについてでございますが、管内の小・中学校において行われている教育活動は、学習指導要領に沿ったものであり、免許状を有しない者、県義務教育課から採用を認められた者以外が通年を通して授業を行うことはできません。地域の文化や芸術にたけた人が、小学校や中学校の教育活動に協力いただけることは大変ありがたいこととありますので、現在は総合的な学習の時間や、各教科でゲストティーチャーとして1時間単位の授業の中で協力していただいております。今後も各学校の実情に応じ、専門的な知識や技能を持った地域の方から授業に参加いただき、未来を担う人材育成に向けた教育活動の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、国保税の改革の件でございます。私は、村上民主商工会で仲間の皆さんとともに、何でも相談会あるいは会員の皆さんの相談にのるというような活動を行ってまいりました。そして、民商の県連、約900人くらいの人数の団体ですが、そして村上民商は100人近くの組織人員なのですが、この方たちからも商売のアンケートを行いました。そうしたところ、アンケートの中で圧倒的に多いのは、やっぱり国保税の引き下げをお願いしますということでありました。こうした私どもに寄せられた声、そして去年の春に市議員選挙ございましたけれども、この選挙の折にも私どもはアンケートを行いました。やはりこのアンケートでも圧倒的に多かったのが国保税の引き下げでございました。これ以上負担増ではやっていけないというのが、圧倒的な市民の皆さんの声ではないかなと考えております。

そこでお聞きをしたいのは、このたびのこの国保の改革でも、国会で議論がございました、2015年の5月19日であります、ここでそもそも国保税のあり方について確認の議論がございました。小池晃議員が、この中で大臣と議論をして確認をしています。戦前の1938年の国保法の第1条では、総合共済の精神と書いてあると。そして、1958年の全面改正で社会保障及び国民保険の向上に寄与するという国保法が施行されたわけであります。つまり、単なる相互扶助ではなくて、社会保障であると。国が財政責任を果たすという趣旨だということで確認を求めたところ、塩崎大臣も当然そのとおりであるというような回答でございました。

現在の国の状況をこのとき議論しています。負担能力をはるかに超える保険料、全国で滞納が360万世帯、保険証を取り上げられた世帯が140万世帯という実態。都市部では、所得が250万円で、自営業4人家族、40代の夫婦で子供2人、これで札幌市では47万4,300円というふうに変な負担で、これでは暮らしていけないというような状況は、特に若い方が比較的所得のある方が大変なご苦労をなさっているという実態がございます。

最初にお聞きしたいのは、考え方もお聞きするのですが、この国保税の所得200万円台でということ調べてくださいと税務課長をお願いしたのですが、大体250万円程度の所得で自営業の方、子供がいる方でどのくらいになりますでしょうか、ちょっとお願いします。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（建部昌文君） 国のほうから所得240万円ということでしたので、240万円の4人世帯の家族の国保税ということで調べさせていただきました。夫婦が40歳未満の場合は、所得240万円で36万2,900円、対所得の負担割合が約15%でございます。また、夫婦が40歳以上になりますと、介護分が加算になるということで、43万4,400円、負担割合が18%と積算してございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 今お答えいただきましたように、この村上市国保税の40歳を超えた方で43万円、1カ月分の収入が丸々消えてしまうような、2カ月分ですか、2カ月分に近いような負担があ

ると。さらに、お2人の国民年金の負担額を入れれば、到底どうやって暮らすのだろうかという事態が想定されます。いろいろやりくりして大変な思いで暮らしていらっしゃるかと思いますが、どうでしょうか、市長会でも、あるいは知事会でも国に対して来年度、30年から始まる国保改革で、知事会は1兆円の繰り入れをお願いするというようなことだったかと思いますが、市長会では財政基盤を強化するためにということで国に要望しているかと思いますが、市長、教えていただけないでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 国民健康保険の制度そのものにつきましては、社会保障という基盤で提案をされている、また制度として創設されているという認識は私も同様に持っているところであります。今回の県行政として国保の制度化に移行するというところで、実は各市町村でもいろいろな形で今議論を進めております。その中で、幾つかのやっぱり課題も私自身も感じているところがあります。そんなところを含めて、それと同時に、財政という部分は絶対これは避けて通れない部分、今ほど議員から所得と税の関係のお話があったわけでありまして、しかしながら、そのサービスを提供する以上においては経費がかかる、それをどういうふうな形で負担をしていくのかという、受益者も含めた形での負担制度の中で、今現行法があるわけでありまして、その中で実は各市町村もそれぞれにこれまで取り組んできた、これが県の広域行政に今移行するというところで、それぞれ市町村でも今課題を持っているところであります。

せんだって市長会の中で、これはプライベートの議論の中でありまして、そういうふうなお話を私からも提案させていただきました。全ての市長さんではありませんでしたが、そんな中で私もこの件に関しましては非常に緊張感を持って、今対応しているというふうに思っておりますので、関係するそういう団体、組織等と連携をしながら、まさに法の目的とするところが達成される制度になるように、しっかりとその取り組みについて私のほうからも発言をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） ありがとうございます。ぜひとも国の制度変わっていくわけですが、大いに市長には発言していただいて、市民の皆様の負担増につながらないように、豊かに、幸せに暮らせる笑顔輝くまちということですので、ご努力をお願いいたしまして、実態の問題についてお話を伺いたいと思います。

私どもの、先ほど申し上げました、実は金曜日の日に議会が終わって、ほっと一息家に帰ったら電話がかかってきまして、きょう議会の議論聞いていたのだけれども、私は障害者で年金生活者だと。私どものような者が負担増になるようなことでは困るので、ぜひとも議会で発言をしてお願いをしてくれというようなことでもございました。言えということだったので、言いましたので。

それから、私どもに実は先日、税務課にもご相談に行ったりしたわけでありまして、かなり高度

な相談が多いのです。零細業者の皆さんですと、その国保税、税金の滞納なんていうのも余り話すとプライバシーでありますけれども、私のところに来た3件ほどの極端な例で言いますと、商売がうまくいかなくなって、一緒に働いていた子供が当然別な商売というようなことにもなるのですが、大分困った状態が続いて、ご本人は市から徴収を促すような書類が来ても、やけくそというか、かなり捨てばちになって、全然見ないで、どうせ払えないのだからということで、いよいよな状態になって私のところに相談に来て、どうしたらいいかということになったのです。

それで、この間の方ではないのですが、結局最終的には弁護士さんと相談して、自己破産かなというふうなことはなりましたが、家族の方は、私はやりたくないというようなこともございました。それで非常に困っていたわけなのですが、国税の猶予制度を一つは調べてみました。ここに国税の猶予の申請の手引というのがございまして、これに沿って申請手続をすれば猶予されると。紹介を申し上げますと、換価の猶予というのは、国税を一時に納付することにより事業の継続、または生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づいて差し押さえ財産の換価、売却が猶予される制度。

納税の猶予というのは、災害、病気、事業の休廃業などによって国税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上たって納付すべき税額が、書いてありますが、納税が猶予されると。換価の猶予が認められると、差し押さえ財産の売却が猶予されると。それから、事業の継続、生活の困難については猶予されると。換価の猶予が認められた期間中の延滞税の一部が免除されます。

納税の猶予が認められると、新たな差し押さえや換価などの滞納処分の執行を受けない。既に差し押さえを受けている財産がある場合には税務署に申請することにより、その差し押さえが解除される場合があります。納税の猶予が認められた期間の延滞税の全部または一部が免除されますと、こういう制度なわけです。まず最初に、税務課長なのか、市長の判断になるのか、こういう国の猶予の申請、換価の猶予、納税の猶予に倣って、地方自治体も行う必要があると思うのですが、このことについてお伺いいたします。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（建部昌文君） 徴収の猶予制度と、それから換価の猶予制度については、これは条例に規定されております。これについては、市のホームページのほうにも案内しておりますので、ごらんいただければなと思います。市のほうでもやっている制度でございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それで、具体的な問題で申し上げますと、これを結論から言いますと、専門的な相談員の方を置いて、大変な結果になるような寸前の方に対して、払え、払えという立場ではなくて、第三者的な立場でその納税を解決する、生活を再建する、事業を再建するというような、そういうようなことが行われないと、これは滞納整理もできていけないのではないかなと思います。

それで、そういう努力というか、やり方をやっているということもありました。その中に出てくるの、私もわからなかったのですけれども、だから住宅ローンの問題で言えば、そういうふうに事業とか、あるいは生活が逼迫するような状態のときの滞納整理というか、住宅金融支援機構からの住宅ローンの返済条件の変更の概要なんていうのがちゃんとありまして、そうするとずっと調べていたら、要するに住宅ローン繰り延べ、返す期間を延ばしたり、あるいは返済方法を変更するというようなことが認められるとちゃんと書いてあるのです。そうすると、困って、住宅ローンもある、住宅ローンについては生活困難とは認めないというふうに税務課のほうでは伺ったのですが、つまり税金を払いたいのだけけれども、生活が大変だと、だから猶予してくれということなのでも、いや、あなた、住宅ローン払っているではないですかということになるのですが、このことについて住宅金融公庫の支援機構のそういう制度があるというようなことは、担当課の人はご承知でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（建部昌文君） そういうことは存じ上げております。そういった方が来られた場合は、納税相談を行う場合は、生活費がどれだけ必要かとか、収入とか、そういったものをお伺いしながら納税相談をさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） あと非常に言いづらいのですけれども、特に事業をやっていて、ずっと何年も、10年も、20年も事業をやってこられてやりくりしていく中で、サラ金から借りたりする、いわば法定利息よりもいっぱい払ったようなことがあったりするのです。だけれども、事業をやっているという事情があるものですから、そこまではやれないと。国内自治体で幾つかやっているそうですけれども、クレジットやサラ金のそういう過払いを請求するような、そういう、市がやる場合も少ないけれども、あるみたいですが、第三者に委託して、そういうこともやって事業を再建するような方向、滞納した税金をお支払いもいただくと。さっき出てきました借りかえ制度ってあるのですけれども、市の借りかえ制度の銀行に申し込みに行くと、必ず市税等の滞納がないことという条件つくのです。そうすると、結局そのところで審査につまずいて、ここを乗り越れば仕事もあるし、続けられるのだけれどもという、そこでもう挫折してしまうという、そこからいろんなことが始まるというようなことがあるのです。ですから、そういう第三者の相談員制度みたいなものは考えられないでしょうか、これは市長かな、研究していただけないでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 非常にやはり厳しい状況があることも、私も幾つかお聞きをして承知をしているわけでありまして、いずれにしましても、国保の制度そのものの根幹を成す多くの皆様方の税金と国、県の交付金事業でやられているわけでありまして、それがまずベースになると思います。その中で、それぞれの生活があって、それぞれの所得の状況があるわけでありまして、

そこにどれだけ行政サイドが寄り添って、歩み寄りながら、その方々の生活を支えていけるかというところ、これまでもいろんな形で丁寧に対応させていただいてきているつもりでありますけれども、さらに今議員ご指摘の部分についてはしっかりと、改めてという言い方が合うのかどうかあれですけれども、研究をさせていただきたいと思います。特に現状社会の状況が変わっている中で、やはり非常に複合的な要素というものが大きく関与している部分もあるかと思います。その中で、これはまさにしっかりと寄り添って支えなければならないなというケースもあるわけでありますから、そのところをしっかりと見られるような、そういう制度にしていくこともある意味大切な側面だというふうに思っておりますので、そのところは研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 農業、小規模企業の支援についての項目で再質問させていただきます。

国保税の問題ともつながるのですが、農林水産課長にお伺いするのですが、特に正社員が5人以下、つまり正社員というのは、社会保険に加入しているような社員が5人以下というような、そういう事業主で、先ほど法人の話も出ましたけれども、後継者がいる方というのは、個人の農家の人も、事業主も含めてですけれども、では、未来の農業どうなるのだろうかということで、きょうまでの議論でも皆さん非常に心配なさっているわけですが、農林業センサスもあったわけでありますから、お答え願えないでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 資金繰りということの答弁させていただきますが、後継者いる、いないは特になくて、いわゆる農業者が目的別に、例えば園芸やりたいとか、施設つくりたいとか、そういった部分の分で国の金融公庫とか、あと会計委員が関与しています開業資金とか、それぞれの部門に応じてそういう資金制度はございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 済みません、聞き方が悪くて。私お聞きしたかったのは、次は商工観光課の課長にお聞きするのですが、あと5年したら、10年したら、一体全体後継者のいない、今小さい農家でも事業主になっているわけですが、そういう統計ってどうなっているのだろうか、そういうことをお聞きしたかったのですが、つかんでいないかな。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 今後の農業後継者及び農家経営体の種類ということでございましょうか。

○14番（竹内喜代嗣君） そうですね。

○農林水産課長（山田義則君） それはちょっと、今現在資料を持っていないで申しわけございませんが、つかんでおりません。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 私ども商工業の部分だけになりますけれども、実は実態的にそれを調べるデータはございません。ただ、市独自で平成27年の景況調査の方に、市内の200社について、117社が回答いただいたときは、117のうち47の事業収支、約40%の事業主の方が私は後継者はいませんという回答は、平成27年の段階ですけれども、ちょうどいしています。データであるのは、今これだけだと思います。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） おっしゃったとおり、その件なのです。つまりアベノミクスは、今後ますます徴税を強化すると、税金取り立てると言っているわけですから、遊休農地とか、あるいは空き店舗にも課税するというような計画が出されていて、これは大変だなと思っているのです。そうすると、町屋の人形さま巡り初め、村上のこのまちの町おこしとか、塩谷とか、みんな頑張っているのですけれども、ここに後継者がいないという問題があるわけですから、ここに日が当たるような政策が求められるのではないかなど。国保の問題でもお話ししましたけれども、だからいろいろ経営で困っているような人を支援する、今でもやっているのですよね。ですけれども、ここに力入れないと、5年後、10年後は大変なことになるのではないかなど、ちょっと漠然とした話で申しわけないのですが、市長いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員お持ちの危機感と、私が持っている危機感は、多分同じ種類のものだろうというふうに思っております。そのためにさまざまなメニューを提案しながら、担い手の育成、現在はいわゆる産業をしっかりと維持、継続できる仕組みづくり、これを全ての産業に向けて行っております。それが重点的にどこを刺激していくことによって、例えば大きな効果が得られるのかというところの分析までは現在至っていないわけでありましてけれども、その中でも少なくとも〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕村上市が強いと思われる、その産業につきましては庁内の中で選択をさせていただきながら、それぞれの予算の都度反映をさせてきたというつもりであります。これから5年という短い期間、またさらには10年、20年、30年という中長期の期間、これらを見据えて、この地域がしっかりと維持していける、そういう方向性を確立させていくというのが、まさに今求められていること、それについてしっかりと取り組みを進めること、それが今我々に課せられている責務だというふうに感じております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 農業のことで、県のモデル事業、戸別所得補償制度のモデル事業が県内3カ所で実施をされるというふうにお聞きしていました。村上市の該当するところ、選ばれたところがあったということなのですが、戸別所得補償制度を復活させてください、そのままということではなかったですが、議会でも議決していますことから、ちょっとわかる範囲で紹介して

いただけないでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 戸別所得補償ということではないと私は認識しておりますけれども、いわゆる平成29年度の公的サポートモデル事業ということで、急傾斜地のところに何とか公的にサポートして、農業を持続していこうというのが県の趣旨でございます。それで、本市としては、朝日地区の荒沢地区というところが該当しております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それでは最後に、学校統廃合の問題で再質問をさせていただきます。

地域づくりにかかわって、このままいけば輸入米の価格に米価が暴落するのではないかというふうに皆さん非常に不安に思っているわけですが、そして後継者は大規模農家だけだというようなことになっていけば、農村部に住む人は何人もいなくなるというようなことです。それに対して私は、こんな政策は長続きしないと考えています。神棚にアメリカのお米を上げるような政策は許せないと、私街頭で話したことがあったのですが、まさにそういう気持ちです。日本精神がよく言われますが、日本精神が許さないだろうと考えます。

そういったことから、地域の拠点として学校が維持、存続することが、地域の皆さんの心の支えになって、今の流れを切りかえて、人口をふやして、日本が躍進していくためにはどうしても必要だろうと考えています。考え方だけは理解していただけたと思いますが、設置者である市長、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも学校統廃合の件で、その地域に行ってお話を聞きますと、やはり地域にある公共の施設が閉鎖をされる、また統合されてここからなくなる、非常に寂しい、これまでの歴史にピリオドを打たれるようで悲しいというお話も聞きます。それは私も、本当にそうなのだろうなというふうに共有をさせていただくわけでありまして、そういう歴史の中でつくり上げてきた地域が、統廃合によりまして少し大きなエリアになるという、新たなコミュニティのサイズ感というのも多分必要、これが合併をなし遂げた村上市にとってのこれからの大きな課題にもなっていくのだろうというふうに思っております。

今回議員からご質問いただいております内容、まさにそういうふうな形の対応の仕方というのも当然あり得るのだろうなというふうなことをお聞きをしながら、今我々が直面をしている現状、これをどういうふうな形でしっかりと次の時代につなげていく形にしていくのか、これもまた大切な視点であるわけでありまして。その中で、我々がとり得る最大限、最良の方策を見出していくということが大切なのではなからうかというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 時間もなくなってきました。教育長にお伺いします。

神林地区の学校統廃合で〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕給食の自校方式が、これがなくなってしまうのではないかなというふうに見受けられたのですが、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 今自校給食を行っていない学校は、市内に幾つかございます。今後やはり共同調理場等の統合というか、より適正規模な共同調理場の中で各学校の給食を搬出していく、そのような方向になるのだと思います。今学校統合に当たって、この前もご答弁したとおり、現在の西神納小学校、現在の神納中学校の調理場が本当に手狭になっているということが明らかになりましたので、やはり学校、地域には大変迷惑かけるのですけれども、よりよい方法で対応してまいりたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 最後に、この学校統廃合の問題で、直接ではありませんが、先般行われました荒川の羽越水害の演習の折に、学校が避難場所として非常に大切な場所であったという体験を公表されました。そして最近の、50年たったわけでありますから、大洪水があったときに被害を受けて、生活を復興して、その場所まで戻ってくるわけですけれども、その間避難している場所、これが必要だということも今言われているわけであります。新潟大学の先生が論文を発表されています。私はそうした意味からも、学校統廃合については考え直すべきであろうと考えています。

以上、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで竹内喜代嗣君の一般質問を終わります。

昼食休憩のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時48分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、23番、大滝久志君の一般質問を許します。

大滝久志君。（拍手）

〔23番 大滝久志君登壇〕

○23番（大滝久志君） 議長の許可が出ましたので、一般質問を行います。新政村上の大滝久志でございます。よろしくお願いをいたします。

私の質問事項は2項目であります。1項目めの蒲萄スキー場の有効利用についてから、順に質問をさせていただきます。昭和63年に第1ペアリフトが新設され、営業が開始され、29年の歳月が流れ、はや30年を迎えようとしております。平成2年には第2ペアリフトが完成して、蒲萄山の山

頂まで行けるようになりました。この年のスキー客の入り込み客数は2万1,084人と、29年間の最高入り込み客数であり、営業日数も95日と最高を記録した年でもございます。このスキー場は、山頂から海が見渡せる、そして下越地方一帯も、この村上市一帯が見渡せるというような中であって、上のほうでは上質なパウダースノーと雪質のよさから、平成2年から平成7年まで2万人近い入り込み客数で脚光を浴びてまいりました。スキー場の面積は18ヘクタールと、余り広いとは言えませんが、雄大な日本海と、そこに浮かぶ粟島が一望でき、国道7号線沿いにあり、交通アクセスもよいものであります。

先日、会派長であります長谷川議員がちらっと蒲萄スキー場の有効利用やるのでというような話でしたが、ラベンダー畑に適当な場所はないかなというような相談を受けまして、山北地域を一、二カ所ご案内をいたしました。どうしてなのだろう、いろいろ自分なりに考えてみたのですが、1週間に2回から3回は必ず通る蒲萄スキー場を、なぜ思い出せなかったのだろう、思い出さなかったのだろう、ここを利用しない手はないのではないかなというようなことから、長谷川議員に電話をした。このようなことが発端でございまして、私はスキー場のゲレンデ面積で17ヘクタールを利用するのはもとより、無雪期の有効利用として山頂部分を開発して、公園等の計画を持ったほうがよいと思いますことから、市長の考えを伺うものであります。

次に、有害鳥獣駆除対策について伺います。本市の野生鳥獣による農作物被害額のうち、全体の7割が猿、タヌキ、ハクビシン、カラス、カワウであろうと思いますが、全国的に見ますと、鹿、イノシシ、猿で7割となっております。これらの野生動物による被害は、営農意欲の減退や離農の増加、耕作放棄地の増加をもたらしており、被害額としてあらわれる数字よりも以上に、農山漁村に深刻な影響を与えております。

野生鳥獣被害の深刻さが増している要因は、近年の少雪傾向等に起因した鳥獣の生息地域の拡大が挙げられます。新潟県は雪深く、短足のイノシシが生息するには環境が厳しいので、イノシシは新潟県からは絶滅したとも言われてきましたが、最近上越地域のほうから爆発的に増加し初め、平成26年12月から27年にかけて、新発田市において10頭近く捕獲されたと聞いております。本市においても、鹿、イノシシの目撃情報が寄せられるようになっております。耕作放棄地の増加、過疎化、高齢化による人間活動の低下等々、複数の要因が複雑に関連して、被害が今後ますます拡大していくと考えられます。市としていろいろと対策を講じてはきましたが、結果はどのようになっているか伺います。

けもの全般に有効に力を発揮して、農業被害を軽減、防止するには電気柵が一番と言われております。国道7号線を走っていても、また山間部に入りましても、また海岸にも見受けられるようになってきましたが、電気柵はどのくらい普及しましたでしょうか。集落の区長さんや農業委員会を中心として、畑が集中するところに個人や共同で電気柵を設置する等々してきました。結果として、それなりの効果があったものと思います。

今後悔れないのがイノシシ被害だと思っております。イノシシは、稲を好んで食べるからでありますし、イノシシが水田に侵入して稲をなぎ倒してしまう、あるいはまた収穫前の田んぼに入って稲を食べてしまうという被害も深刻ですが、倒された稲は収穫してもとても臭くて食べられないという状態になるそうであります。イノシシは2歳で100%の雌は妊娠し、春から初夏にかけて平均4.5頭を出産し、個体数が増加するばかりであり、電気柵で対応したとしてもふえるばかりでございます。今後の対策をどのように考えているかお伺いをいたします。

市長答弁の後、再質問をさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、大滝久志議員の2項目のご質問につきまして順次お答えをいたします。

最初に1項目め、蒲萄スキー場の有効利用について。無雪期の有効利用として、山頂を開発して公園等を計画したらどうかのお尋ねについてでございますが、蒲萄スキー場は空気の澄んでいる冬場の晴天時には、山頂から鶴岡市の鼠ヶ関港、粟島の海岸部や月山、烏海山等の鮮やかな稜線など、一見の価値がある絶景を望むことができます。ここ数年は少雪の影響もあり、お客様に満足いただける営業日数となっていない現状にあり、残念ながら経営的にも良好な状況とは言えません。

無雪期の有効利用につきましても、スキー場活性化の一つの研究材料となりますが、現在運行しておりますリフトにつきましては、構造上下り方向には乗客を乗せない設計で建設し、許可を得ているため、山頂を生かした公園等の建設となりますと、リフトの大幅な改修工事も検討する必要があります。また、土地の借用も含め、スキー場自体が地元のご協力をいただき運営しておりますので、無雪期の活用につきましては、地元との協議と慎重な検討が必要と考えております。

次に、2項目め、有害鳥獣駆除対策についての1点目、市として講じてきたさまざまな対策の結果はどうなっているかのお尋ねについてでございますが、鳥獣被害防止対策といたしましては、これまで個体数調整、専門家による現地指導及び電気柵の設置を主体に行ってきております。

鳥獣による作物被害面積と被害金額につきましては、5年前と比較いたしますと、平成24年度の被害面積が193.8ヘクタールで、被害金額1,016万円、平成28年度では被害面積が122.7ヘクタールで、被害金額が401万円となっており、被害面積、金額ともに減少をしているところであります。

また、作物被害の中で一番多いのが猿による被害で、平成24年度では被害面積102.5ヘクタール、被害金額が627万円、平成28年度では被害面積89.3ヘクタールで、被害金額が284万5,000円という状況となっております。被害防止対策を講じることにより、被害が減少はしてきておりますが、鳥獣による被害は続いており、また近年では議員ご指摘のとおり、イノシシによる被害も確認されておりますので、専門家の指導を受けながら、関係機関とともに被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、2点目、電気柵はどのくらい普及したのか、また畑が集中するところに共同で設置する等、今後の対策をどのように考えているかとお尋ねについてでございますが、電気柵の普及状況を5年前と比較いたしますと、平成24年度までの設置累計が1万4,880メートルであったものが、平成28年度では4万8,129メートルと約3倍にふえ、電気柵を設置した畑では、被害防止の効果が見られているところであります。また、電気柵は共同で団地を形成するように設置することで効果が大きくなりますが、農家の減少で団地を形成することが難しい集落や、地形的に個別に設置しなければならないなどさまざまなケースがあることから、昨年度から設置要件を緩和し、共同によらず個別の設置の要請にも対応をいたしておるところであります。その結果、本年度では新たに1万128メートルの設置を計画することになっているところであります。今後も鳥獣害対策には電気柵が有効であることから、設置を推進していくことといたしております。

また、鳥類や小動物用の被害防止につきましても、ネット等の助成を農家組合を単位に行うことで被害防止対策を講じることといたしておるところであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 大滝久志君。

○23番（大滝久志君） ご答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

この葡萄スキー場でございますが、借りている面積というのですか、私は大体18ヘクタールになるかなというふうなことで受けとめておるのですが、ゲレンデ面積というのは大体どのくらいあるのでしょうか。それと、駐車場面積というのはどのくらいになっているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） ゲレンデ面積で18万1,710平方メートル、駐車場で9,729平方メートルでございます。

○議長（三田敏秋君） 大滝久志君。

○23番（大滝久志君） そうしますと、全部合計しますと大体19ヘクタールちょっとというふうなことになるかと思いますが、この前につきまして、駐車場部分あるいはまたゲレンデ部分でいろいろと違っているのだらうなというふうには思っているのですが、山林部分としてお借りしている面積はどのくらいで、田んぼとして、あるいはまた畑として、あるいはまた屋敷として使っていたものをどのくらいの割合になっているかお知らせください。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 登記地目でございますけれども、現在山林部分としてお借りしている面積が17万3,240平方メートル、あと田畑等ということで、その他で1万8,200平方メートルとなっております。

○議長（三田敏秋君） 大滝久志君。

○23番（大滝久志君） 当然単価が違うかなとは思いますが、山林の単価と田畑の単価、どんなふ

うになっていて、合計は最終的に蒲萄区に支払う金額というのは幾らになるのですか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 単価につきましては、山林の場合が1平方メートル当たり4円で、田畑、宅地等につきましては、1平方メートル当たり110円をお支払いしていると。合計に掛けますと、最終的な土地の借上料は蒲萄区といたしますが、個人契約のものもたくさんございますので、269万4,901円になります。

○議長（三田敏秋君） 大滝久志君。

○23番（大滝久志君） 私はスキー場を利用して、ラベンダーを植栽して観光に利用しているところ、実際は知らなかったのです。それで、長谷川議員にそんな場所はどこにあるのですかねと聞いたところ、いや、それをやっているところは群馬県の沼田市のたんばらというところだということをお聞きをいたしまして、6月4日日曜日だったと思いますが、見に行ってみりました。シーズン前でしたけれども、このようなパンフレットをもらって帰ってきたのですが、行きますと、スキー場の雪を、スキー場に使用する駐車場の雪を全部二、三カ所にかためて置いておったわけですが、そのものがあちこちに残っているというようなことで、標高も1,300メートルと高いことから非常に肌寒くて、コートを着ていても寒いのかなというぐらいのところでございます、このものは誰が営業しているのかなと、運営しているのかなということでいろいろお話を伺ってまいりましたら、東京の大きな電鉄会社が運営するスキー場で、夏冬利用する、一口で言うならば、大型リゾート地ということが出来ます。第1リフトは標高が1,250メートルから1,300メートルまで、リフトに乗って大体10分、第2リフトは1,300メートルから1,350メートルまでリフトに乗って、これもまた10分、ここにラベンダー畑があり、ウォータースライダーやお花畑、遊歩道、大展望台、いろいろございました。夏に、展望台のほかにブナの鐘とか何かいろんなものがございましたけれども、夏場の利用というのは、ディズニーランドの構内版、広いというのですか、何でもできる、何でも遊べる、何でも買い物ができる、何でも食べられるというような、そんなようなところでございました。

一方、この蒲萄スキー場はと見ますと、標高が150メートルから650メートルまでで、第1リフトが大体6分、第2リフトが7分ということで頂上につくというようなことで、標高差が五、六百メートルあるというようなことでございまして、先ほど答弁にもございましたが、鳥海山やら朝日連峰やら飯豊山等々、日本海が見えるのは当然ですし、村上市も見渡せると。全体が見える大パノラマでありますので、私はこれは、このパノラマは日本一だというふうに考えております。

先ほど話を、提案を申し上げましたが、ちょっと乗り気ではないのかなというふうな感じには受け取れましたが、例えば新潟県のパラグライダー協会等に話しかけるなり何なりの方法で、山頂からパラグライダーで飛ぶ、それとかいろいろ考えることがあろうかと思えますし、私もこの質問をするに当たって、新発田市さん、胎内市さん、関川さん、いろいろとスキー場のことを聞いてまい

りましたが、胎内市さんのほうでは、パラグライダーは以前から中条地区にそういうクラブがあるので使用させているというような話でしたが、今夏場の利用として考えているのはモトクロス、これを考えているけれども、果たして夏場そういうふうに使って、例えば水の流れ、あるいは地形の変化等によってどうなるのか、今考えているところだけでも、夏場の利用というのは今度大切になるというような考えをしておりました。私は、やはりいろいろな可能性を秘めている蒲萄スキー場でありますので、やはり計画を立ててしっかりとやっていくというような考えは持てませんか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 決して後ろ向きでお答えをしたつもりは実はないのでありまして、これまで蒲萄スキー場が果たしてきた役割、これは非常に大きなものがあるのだらうというふうに思っております。

一方、これをイコールコストで比較をしたくはないわけでありまして、少なからずやはり財政的な負担になっていることも事実であるわけでありまして。ですから、それをどういうふうな形で好転をさせることができるか、市にとって必要欠くべからざる施設としての位置づけをしていくかというのは非常にこれは大きな課題でありますけれども、しっかりと取り組む政策なのだらうというふうに思っているところであります。

そういった意味を含めて、今後の可能性を見出していきたいというふうには考えているわけでありまして、一つ言えることが、地勢的には高速道路からのアプローチが非常に今後よくなるということも想定されます。その背景地にはバックヤードとして朝日道の駅があるというふうな形、そういうものも加味しながら、これからの蒲萄スキー場のあり方についてはしっかりと検討していく、その中で今後の市の公共施設としての役割を十分果たしていけるような、そういうものにつくり上げていく、その研究はしっかりしなければならないと今考えているところであります。

○議長（三田敏秋君） 大滝久志君。

○23番（大滝久志君） ありがとうございます。この村上市を取り巻く市町村にも、それぞれにスキー場があります。そのよしあしは別としても、この村上市以外は運営が民営化されております。私は、主要スキー場、これは市が直接事業を運営してもいいのだらうとは思いますが、今後は夏の利用も含めて、どの時点まで直営で営業していくのか、営業の民営化を踏まえて、何を、どこを目指して、どのような時期に何をするか、指定管理等を含めた運営の民営化を考えるべきだと思います。スキー場の土地賃貸契約書によれば、平成32年5月31日末となっております。この時期に私は見合わせて、焦点を合わせて、民営化に踏み切ったほうがいいのではないかなというふうな考えを持っておりますが、市長の考えを伺います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今後の経営の方法として、民営化ということになりますと、民間事業者に譲渡をして運営をしてもらうというのが民営化なのだと思いますし、これまでの公共施設の中で活用

してきました指定管理制度を活用して、経営マネージメントにたけた、そういう事業体にそれをゆだねるというのも、ある意味民営化なのかもしれません。

ただ1点、これは地元蒲萄の集落の皆さん方から土地を提供していただきながら、そこで運営をしている施設でもあります。その中には、一方地元の冬期間における雇用対策という側面も少なからずあるのかなというふうに思っております。ですから、その辺のところトータルで検討させていただきながら、その状況の中において、民間事業ということになると、これはもうけがなければそこに参入は多分しないだろうと思います。指定管理の場合は指定管理料という形の物事の中でやれる可能性はあるわけでありましてけれども、そういったいろいろな手法を今後はしっかりと検討していかなければならない。

先ほど申し上げましたとおり、財政的なコストパフォーマンスをしっかりとやはり考えていかなければならないというのも、行政の非常に重要な責務だというふうに捉えております。議員からいただいたお話につきましてはしっかりと受けとめて、一つの区切りに、今の指定期間が終わるタイミング、運営の貸借の期間があるわけでありまして、そのところは一つのターニングポイントになるということは間違いないだろうというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 大滝久志君。

○23番（大滝久志君） 次に、2項目めに移りますが、鳥獣対策でございます。

この項目につきましては、我が会派の姫路敏議員から、熊の出没に対応する方法と対策の提案がございました。答弁では、ツキノワグマは人身被害のおそれがあることから、村上市熊出没時の対応マニュアルに基づいて速やかに対応すると。人身被害等の緊急性がある場合は、鳥獣被害対策実施隊をお願いして捕獲するとのお答えでございましたが、このような対応では事故が発生しかねないと思うことからの提案だったとお聞きしましたが、私もそのとおり、備えあれば憂いなしということであろうと思っておりますが、鳥獣被害対策実施隊は平成27年4月に結成され、村上市規則第22号に隊の設置、職務、隊員、隊長、出勤、報酬等々が記載されております。私は、この実施隊が本当に有効に機能しているとは思っておりません。課長は、被害対策実施隊が市民の安全と安心を守るための捕獲活動をやっていると思っておるのでしょうか。熊の出没注意喚起メールは、時々流れてきますが、出勤はなかなかしていないのが現実だと思っておりますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 実施隊の出勤につきましては、そのときの状況に応じて市長が出勤を命令するというようになっております。その状況というのが、今議員がご指摘のとおり、どのような状況かといいますと、いわゆる目撃はします、目撃はして、そしてそれが実際里山において家屋等の、そういう生活に被害がある場合、またそれが繰り返されるおそれがある場合は実施隊の出勤を計画しておりますが、そのようなまだ状況に陥っていないということで、実施隊の出勤はしておりません。

○議長（三田敏秋君） 大滝久志君。

○23番（大滝久志君） ことしのことではございませんが、皆さん非常に記憶があると思いますが、数年前ですか、山居町付近にあらわれて、毎日毎日、いや、羽黒町のほうに来ました、いや、こっちへ来ました、いろいろしましたら、いや、どうもお幕場のほうに行ったらしいと。後日トラックと衝突して動きが鈍くなった状態の中で、お幕場で見つけて捕獲したという話もございました。いろいろとそのような例から考えてみても、そのときも実施隊はあったのでしょうか、出動はしていないのかなと思っております。

環境省と農林水産省は、平成25年、今から4年前でございますが、抜本的な鳥獣捕獲強化対策を共同で取りまとめて、ニホンジカとイノシシの生息数を10年後の平成35年までに半減させる方針を打ち出しました。農林水産省は、鳥獣防止対策交付金を予算化し、市町村に被害防止対策に補助をした経緯がございますが、去年は幾ら村上市に交付されましたでしょうか。この交付要件として、整備事業費、ハード面でございます。それと推進事業費と、2つに分かれて補助をされていると思いますが、その金額についてわかっていたら教えてください。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 平成28年度におきまして、推進事業費におきましては446万3,000円の交付を受けております。また、整備、いわゆる電気柵の整備につきましては227万3,350円の交付を受けております。それで、その使い道ですけれども、推進事業につきましてはテレメトリー調査、そして緊急捕獲、そのほかに集落に対するワークショップとかの啓発活動ということで使用しております。

○議長（三田敏秋君） 大滝久志君。

○23番（大滝久志君） 今年度の鳥獣被害防止対策交付金、国の総額が110億円であったというようなことで、都道府県別にこの110億円が配分されましたが、多いところでは北海道で7億7,000万円、次いで熊本の5億7,000万円、福岡県の5億6,000万円、少ない県としましては、埼玉県で400万円、我が新潟県は8,338万円ということになっておりまして、下から数えても12番目でございます。新潟県で実施隊をつくっている町村というのは17市町村でございます。ここにこのものが配分されるわけでありまして、これは先ほど課長お話しのとおり、答弁のとおり、該当年度における電気柵の設置事業費、これ二百二、三十万円、ソフト事業ということで450万円程度というようなお話がございましたが、その中で猿に発信機をつけるというようなことをおっしゃっていましたが、どの程度、どこで、どういうふうな形で取りつけているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 猿の捕獲をしまして〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕どの程度と言われてもちょっと、金額で平成28年度で麻醉、機器の購入を77万6,000円ほどしております。その発信機をつけて、いわゆる猟友会の方々に生息域の電波調査をしていただいているという

ところでございます。

○議長（三田敏秋君） 大滝久志君。

○23番（大滝久志君） いろいろと取り組んでおられるので、非常に感謝はいたしておりますが、例えばこの交付金をいただくに当たって、低額で補助が来る場合と、先ほどおっしゃいましたように、集落で講習会を専門家を招いてやるとか、あるいはまた発信機をつけるというのは、これはハード事業になるのかなとは思いますが、いろいろなことで交付金が加算されているということは事実でございますが、私が言いたいのは一つ、要するに実施隊が動いたことがない、あるいは動いていない、これが私が一番問題なのかなと。この村上市において有害鳥獣の捕獲が進んでいかないことの大きな問題点は、この実施隊にあるのではないかというふうに思っております。

市内7号線のそばに本屋がございます。そこに私もいろいろな意味で、本が好きなこともあってちょくちょく顔を出しておりますが、そのときに大変猿の被害で困っている集落、これ板貝集落というのが後ろのほうにございます。そこで、菅原さんという方にお会いをして、いや、大変ですねと、いろいろ猿被害でどうしていますかと。いや、じいさんたち、ばあさんたちが交代で出て、畑に出てくれば花火で追っ払っていますよ。これは大変だけれども、非常に花火は効果がありますと。ああ、そうですかと。しかし、畑に入ってきたばっかりのは、それは追い返すのではなくて、畑からは逃げていくけれども、近間の木に登って帰っていくのを見ていると。畑に入るのを阻止しているというふうなことであって、追い払いまでには至っていないわけです。この追い払いということについては、やはり猟をしている方々は非常に追い払い方法、あるいはまたどこまで追い払ったら近寄らないか、いろんなことを猟をする人たちは知っております。いろいろときょうは桑川に出たから、あなた方のところは2日後だねとか、電話で情報交換はしているけれども、なかなか、猿は夜は絶対に動きませんからいいのですが、朝早く、あるいはまたじいちゃん、ばあちゃんが夕食の支度に帰るころにやられてしまうという現状がございます。

やはり私は、このパトロール隊、追い払い隊を自治体をお願いしたらできるのかなと。それができないと、この村上市でできないと〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕ということの大きな原因は、この規則の定めの中で、よその市町村、村は入っていませんが、胎内市さんあるいは新発田市さんは、市長が職員に命じて事務をするのか何なのか、追い払い隊に加わるのかは別としまして、いと。それで、一番肝心なことは、指揮する隊長、これが新発田市さん、胎内市さんは、隊長が農林水産課長なのです。それで、いや、出ましたよということで電話が来れば、隊長ですから、隊員に連絡して、何のどこどこにいるから追い払ってくださいというように、スムーズに命令が届きます。それで、サービスの中に、隊員は隊長の指揮監督を受けて、命令に従うのだと書いてございます。村上市にはサービス規定が書いてございませぬ。やはり私は、常にこの猿で被害が大きいのであれば、やはり規則を直して、猟友会のこの村上支部長ではなくて、市が責任を持って、直接に運営をしていったならばこのようなことは起きない。非常にこの狩猟をされる方々は縄張り意識が強うござい

まして、あそこに行ってくれ、ここに来てくれと言っても、なかなか縄張り意識があって動けない。そんな中で、やはりそういう一つの意識を改革しながら、やはり鳥獣被害を減らしていくことが大切であろうというふうに私は考えておりますが、最後に市長のご意見をお伺いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 具体的に議員から今の実態側についてご提案、また状態の分析がありましたので、私もそのことを踏まえて少し現場サイドでどういうふうな形で動いているのかというのを改めて調査をしてみたいというふうに思っておりますが、農作物の被害につきましては、先ほど申し上げましたとおり、電気柵等有効手段を講ずることによって大きな被害防止につながっているというのがあります。

ただ、その中で1点、熊狩りにつきましては、熊の出没に関しましては、せんだっての姫路議員のご質問にお答えもしたところでありますけれども、やはりこれは今度住民の命にかかわる部分も当然視野に入れなければならない。そこで、我々が今日までお願いをし、協力を求めてきたのが猟友会の皆様方でありました。その方々がより効果的に活動できるスタイルということで、実施隊というふうな組織を改めて設けたわけでありまして、その出勤基準がなかなかあいまいなのではなかるうかというような趣旨のご質問だったと思います。結果として、そういうことによって効果があらわれない部分が少なからずあるということは、やはり我々にとってもマイナス要因になるわけでありまして、少しその辺のところは検討はさせていただきたいと思っております。

しかしながら、今選択ができる我々の手法としては、この猟友会の皆様方、自治体の皆様方にご活躍をいただくというのが、まず一番必要なことでもあるわけでありまして、しっかりと連携をとりながら、今後のあり方も含めて少し研究はさせていただきたいというふうに思っております。私としては、今取り得る最大の対応をさせていただいているというふうに思っておりますので、またそれをさらに磨き上げていきたいというふうに思っております。〔質問時間終了のブザーあり〕

○23番（大滝久志君） ありがとうございます。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで大滝久志君の一般質問を終わります。

午後2時まで休憩いたします。

午後 1時48分 休 憩

午後 2時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、5番、稲葉久美子さんの一般質問を許します。

稲葉久美子さん。（拍手）

〔5番 稲葉久美子君登壇〕

○5番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉久美子です。質問通告要旨に従いまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1項目めの就学援助についてです。 番、先回の定例会の一般質問で、新入学児童生徒学用品費（入学準備金）ですが、等について、今までの約2倍、国の予算が決まれば6月の議会で補正を組むという答弁をいただきましたが、その後の状況について伺います。

番、昨年9月定例会の一般質問で、援助を必要とするときに速やかに支給が行われるように、中学校だけでなく、小学校の新入学児童への支給についてのお考えを伺い、研究を進めるといふ答弁をいただきましたが、その後の状況について伺います。

番、クラブ活動への支援は継続検討となっていました。その後の結果についてはどのようになっていますでしょうか。クラブ活動数の縮小が提起されていると聞いています。誰もがクラブ活動に参加できるように早急にクラブ活動費の支給を開始してほしいと思いますが、教育長のお考えを伺います。

番、眼鏡代の支給について検討していただきたいと思ひまして、提案いたしました。多くの生徒が眼鏡を使っております。壊れることもあります。度数が変わって買い替えも必要です。成長期では、特に適切な度数の眼鏡が必要なのではないのでしょうか。教育長のお考えを伺います。

番、就学援助の適用基準・適用率はどのくらいでしょうか。「お金に困ったら就学援助を」と大きな声で呼びかけてほしいと思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

2項目め、学童保育・児童館指導員の待遇改善についてです。非常勤特別職（学童保育・児童館指導員）の処遇の改善について、次のとおり伺います。 番、子供との安定的、継続的なかわりが重要であり、学童保育・児童館指導員の雇用に当たっては、長期的な安定した形態とすることが必要と考えますが、市長のお考えを伺います。

番、臨時職員も、非常勤職員も、子育て支援でとても大切であることなどを考慮して待遇改善を望みますが、市長の考えを伺います。

3項目めです。環境問題について。 番、観光のまち村上市を訪れた人を心から歓迎するのであれば、足元から歓迎の意味を含めて、草ぼうぼうであってはならないと思います。環境整備や、時期を見ての草取りや草刈りが必要であり、町内はきれいなのに、町内から外れた歩道、公営の施設、花壇や駐車場に対しては、隣接する町内からの要望が出ているはずですが、市としてどのような環境整備をやっているのでしょうか、現状を伺います。

番、環境の問題については、商工観光課も一緒になって対応してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

答弁の後、また再質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、稲葉議員の3項目のご質問につきまして順次お答えをいたします。

最初に1項目め、就学援助については教育長に答弁をいたさせます。

次に、2項目め、学童保育・児童館指導員の待遇改善についての1点目、子供との安定的、継続的なかわりが重要であり、学童保育・児童館指導員の雇用に当たっては、長期的な安定した形態とすることが必要ではないかとお尋ねについてでございますが、学童保育・児童館指導員につきましては、非常勤特別職職員として2年雇用、臨時職員につきましては単年度雇用としているところであります。指導員の安定した雇用形態が学童保育所・児童館の質の向上にもつながっていくものと考えておりますので、指導員の意向も踏まえながら更新を続けることで、継続的な雇用に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目、臨時職も非常勤職も子育て支援で大切であり、待遇改善を考えているのかとお尋ねについてでございますが、学童保育所及び児童館は、子供たちと働く保護者を支える第二の家庭的な役割を担っており、また児童に健全な遊びを提供することで、情操を豊かにさせる役割も担っております。働きながら子育てを行う保護者への支援として、大切な子育て環境整備の一つであると考えておりますので、今後とも従事する職員の業務の専門性や経験年数、職務内容等を考慮しながら検討しなければならないことと理解をいたしております。

次に、3項目め、環境問題についての1点目、観光のまち村上市として、歩道や公営の施設等の草取りや草刈りの環境整備をどのように行っているのかとお尋ねについてでございますが、道路や公共施設に限らず、清潔感があふれる生活環境が維持されることは、市民の皆様の暮らしやすさにもつながり、その環境は本市を訪れる観光客の皆様にも喜ばれるものと考えております。

除草等の公共施設の環境整備につきましては、それぞれの施設管理を行っている所管課及び指定管理者において、適宜実施しているところであります。

また、市街地の歩道植樹、ますの除草や花植え、樹木の剪定などにつきましては、まちづくり協議会や道路沿線、地域住民の皆様にご協力を得ながら実施いたしているところであります。引き続き地域の皆様と市と連携させていただきながら、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、環境の問題については、商工観光課も一緒になって対応されるべきではないかとお尋ねについてでございますが、環境美化に関する環境問題につきましては、市組織の一部というよりは、市全体としての取り組みであり、ひいては市民全体の取り組みであるとも言えますので、行政にとどまらず、環境美化に対する市民全体の意識の向上に努めていく必要があると考えております。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それでは、稲葉議員の1項目め、就学援助についての1点目、新入学児童生徒学用品費等について。前回定例会の一般質問で、国の予算が決まれば補正対応をすると答弁さ

れたが、その後の状況はとのお尋ねについてでございますが、今年度から国が定める要保護児童生徒援助費補助金における支給単価にあわせ、小学1年生では2万470円から4万600円に、中学1年生では2万3,550円から4万7,400円に、それぞれ改定を行っております。なお、入学前に支給を受けた中学1年生につきましては、前年度の支給額で支給を行っておりますので、改定差額分を本年度に支給することにしております。

次に、2点目、平成28年第3回定例会で一般質問した、中学校だけではなく、小学校の新入学児童への入学前支給について、その後の状況はとのお尋ねについてでございますが、小学校の入学前支給につきましては、就学前の児童の認定や、それに係る事務処理期間の問題など課題もありますが、実施に向け検討いたしたいと考えております。

なお、中学校入学に係る新入学用品費の入学前支給につきましては、本年度も入学生徒に対しまして、本年2月から開始しております。

次に、3点目、クラブ活動費を就学援助対象とすることについて、その後の検討結果はとのお尋ねについてでございますが、昨年度にクラブ活動費の学校調査等を実施いたしました。その結果、学校調査では所属するクラブによって負担する経費が大きく異なっており、クラブ活動費の負担額の算定や、支給基準等の課題があることから、引き続き調査、研究をしてみたいと考えております。

次に、4点目、眼鏡代の支給を就学援助対象とする考えはないかとお尋ねについてでございますが、眼鏡につきましては、生活上必要なものではあります、個別のものであり、自己負担が原則であると考えておりますので、今のところ補助対象とすることは考えておりません。

次に、5点目、就学援助の適用基準・適用率はどのくらいか、また積極的な周知をする考えはないかとお尋ねについてでございますが、就学援助の認定に係る収入基準は、当該世帯の前年の所得額が生活保護法の規定に準拠して算出した需要額の1.3倍未満と定めております。

また、市内全児童生徒数に対する認定率は、小学校で14.94%、中学校では15.52%となっており、申請世帯に対する認定率は98.09%であります。

なお、就学援助の周知につきましては、教育委員会作成のチラシを学校で児童生徒全員に配付をしているほか、市報やホームページで周知を行っております。申請は、保護者ご本人の考えでされるものでありますが、学校預かり金の納入状況に目を配りながら、未納が続く場合は本制度があることを個別にお知らせするなどしておりますので、これまでと同様に制度の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 就学援助というのは、学校教育法ができて、まず義務教育ができた時点で、親は子供を学校へ通わせなければならないという義務を負ったわけですが、義務である以上、本当

にお金がないとは言えない状況になっていると思います。国で本当に学校でかかる費用については、全額見てもらいたいというのが本音だと思いますが、新入学児童学用品の補正予算について、実施されたということですので本当によかったと思いますが、ただ小学校入学について、再度継続ということになりましたけれども、本当に幼稚園、保育園の時点で用意しなければならないというようなこともあると思いますが、ぜひそういうことについても検討、継続して、早い時期に実施していただきたいというふうに思います。

現場の先生たち、それから保育園、幼稚園の先生たちについての就学援助、特に入学準備費のこともあるのですが、そこら辺についての話というのか、内容についてどんなふうにお知らせしているのか伺いたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 先ほど答弁させていただいた、教育委員会からのチラシ等をもって周知させていただいているのですが、入学前の支給についてのご質問だったでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 教育委員会から文書が出ているということは私も承知をしているのですが、先生たちに集まっていたいた時点、そこでその内容について説明されているかというようなことについてです。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 済みません、よく理解できなかったのですが、学校の教職員に対して、就学援助の制度について教育委員会が説明しているかのご質問でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 就学援助の内容について、文書が来たから渡すというだけではなくて、このことで就学援助の制度があるのだと、該当する生徒には受けもらえるような説明というか、そのような形での内容なのですが。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 大変申しわけありませんでした。単に教育委員会のパンフレット、チラシを担任を通して渡すというだけではなく、しっかり校長、または事務職員初め、このような制度があるから、保護者会等で渡す場合もありますし、子供に直接持たせる場合もあるかと思うのですが、担任に対してはきちんと職員会議等で説明して配付していると理解しております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） まだまだ父兄のほうでは、それがあっているのはわかるのですが、内容についてまだまだわからないというのがあるのです。だから、一言もう少し、内容をよく見るとわかるのですが、何人世帯で、どのくらい収入があったら受けられるかとかというように書いてありますよね、その内容まで皆さんがわかり切っていないようなところがある

のです。そういう意味で、少しでも丁寧に、その内容について説明してほしいというようなことも思うのですが、そこで先生たちにもその内容を周知徹底してほしいと思いますし、どうかと思うような人たちだけではなく、皆さんにその内容を説明してほしいなというようなことを考えています。

ただ、市報とか、それから文書で流すことだけになると、なかなかやっぱり中の内容を理解されないで、そんなのもあったなど、いや、受けてみたいのだけれども、だめかなというふうな、簡単に処理されてしまっている部分があると聞いていますので、それについて丁寧に説明できる機会を設けてほしいなというふうに思います。

それから、クラブ活動費の支援についてですが、これは私がお話しするだけではなく、以前からそういう要望は出ているというふうに聞いておりますが、今生徒が少なくなっているということで、部活動で人数が少なくなっている、私たちが自分たちの子供の時代にはグラウンドいっぱい子供たちがいたのが、今はグラウンドの中ではぱらぱらというような部活動をやっている様子がかえらるのです。多くいると、やっぱり一生懸命やっているのだなというような意識があるのですけれども、少なくなるとちょっと消極的ねというふうに見えてしまうのですけれども、でもやっている子供たちは真剣に、自分のやりたいことを部活動してやっているわけです。

生徒が少なくなってきたということで、チームでやる部活動のほうが、このまま少なくなっていくたらこのクラブはなくなるよというようなことを学校側から提案されているということをしたの春聞きました。そんなことも含めて、本当にやりたいこと、皆さんが気軽に参加できるようにしていただきたいというようなことで、いろいろ教育委員会のほうも調査したり、頑張っていると思いますが、実施をなるべく早くしてほしいなというふうに思いましたので、お願いしたいと思いますが、そういう面で、大きく差があるというふうに聞いておりますが、どのくらいの差があるのか教えていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 昨年度調査をしたところでは、負担額がゼロ円のクラブから、多くて9万円ぐらいの差まで、大きく差が開いておりました。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） クラブ活動費の支給になった場合については、金額は幾らだかわかりますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 支給額は市町村で決定すると思いますが、国の要綱を基準で出して、補助金であれば2万9,000円というふうに承知しております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 0円だったという部活動については、部活の名前聞いてはだめですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 文科系のクラブ活動です。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 私が関係している家族の中で、一中で吹奏楽なんかやっているのですが、本当に楽器等については自分の吹くのも学校にあるわけですので、ほとんどかかっていないのですが、保護者会の会費として1万2,000円くらい払っているのです、年額です。それについては演奏会等出かけることとか、というような経費にも回っているのではないかと思います。また、楽器移動については業者を頼んで移動させているということも聞いていますし、そこら辺で実際スポーツ、野球なんかやるとユニホーム買ったりとかいうことはあるのですけれども、そういうものがなくても、急にかかる部分あるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 文科系のクラブなんかでも、やはり吹奏楽部、例えば外部指導者招聘したりする場合には、スポーツのほうは生涯学習課の予算のほうから出ますけれども、そういう文化芸術関係は出ませんので、今ほど述べられたような保護者会費の中からお出しするというような場合もございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） クラブ活動費について、支給額については一応国の基準があるということなのですが、まず決めるのは市町村ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） そのとおりです。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 額にかかわらず、気持ちとして出すということも今後考えていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 議員のおっしゃることはわかりますけれども、やはり支給基準額をどの程度にするかという部分は、やはりラインを決めるということはしっかり考えて検討しなければならないというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 継続審議ということになりますと、いつまでどうするのかなというふうにも考えてしまうのですが、今始まったことではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 先ほど小学校の入学前支給については、本当に次年度入学者から前もって支給できるように検討していくというふうにご説明しましたけれども、中学生、小学生の入学前支

給、一步一步前向きに検討してまいりますので、クラブ活動についても今後なお検討してまいります。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） では、2番目の学童保育のことについて伺いたいと思います。

学童保育の指導員として、資格を取るといようなことが16年から始まっているわけですが、そこから辺りについての内容について伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） 放課後学童支援というようなことで、そういったことでそれらの資格を取るといようなことで、県のほうでの研修もあります。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 内容について伺いたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） 大変申しわけありません。詳しい内容についてはちょっと、どういった過程で、どのようなことというのは、ちょっと私も理解していない部分がありますので、大変申しわけございません。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 実際受けられた方の話なのですが、16年の2月、3月に第1回目というのを県庁でやられているのですけれども、4日間にかけてやられています。その中で、子供たちをどういうふうに見ていくのかといようなことで、今まではきちとした基準がなかったのを、きちっと基準をつくって指導員に指導しているといような形だと思いたいますが、研修ですので、実際は講習を受けて、そして最後にはレポートを出すといような貴重な場所になっているわけですね。その中で、研究内容については、子供たちを見るとか、対応する態度とか、そういうようなことについていじめや虐待への対応とか、それから発達障害児などの配慮を必要とするような子供への支援とか、あと安全指導や遊びの政策活動についてはもちろんなのですが、そのほかに指導員が感じた中でとてもよかったなと思いたのは、今まで保育園は特に、畳であれば畳1枚の中に子供が1人とかいような基準がありました、面積も。それが学童の中にも決められたといことで、今までなかったのが出てきたといことで、そういう面である意味ではそういう規律ができてよかったといふうに言っておりました。安心して自分たちも見たいかれるなといふうに思いたといことです。

あとその次、新潟へ4日間通って、そのレポートを出して指導員の資格を取ったといことですが、これは仕事とい中で行いたのか、あとは休暇とって自分で行いたのかの内容については、ご存じでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） その研修につきましては、個人の資格といことになりますので、個人

ということでございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 確かに個人の資格ではあるのですけれども、その仕事を続けるためにはその資格も必要というようなことで取った制度だと思うのですが、そこら辺についても、交通費も出ない、それから仕事ではないということは、お金にもならないというような状況で、手当も出ないという状況で出かけたということですか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） 非常勤特別職の職員につきましては、一応そういった形で、その報酬がありますので、それらであれですけれども、一応先ほど言いましたように個人というようなことで理解しております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） この種の実問題は、非常にデリケートな部分がありまして、例えば法整備の変更に伴って、改正後に新たに必要となった職、でも現に勤務をしていたのだけでも、次からこの資格がないとその勤務に従事できないという場合にどう判断していくのかとかです、例えば救急救命士の養成の部分に関しましては、そこに係る経費について学校に入校させる経費も公費で出ているケースとか、例えば使用する資機材とか資格が必要なものというものを、例えば村上市が装備したときに、そこに新たにその資格免許が必要になるケースがあるわけでありまして、今現状では、その部分のところについては、個人の資格に従属するものということで、当然その後にも、人生の中でそれを活用できるわけでありまして、そこに公費を投入することがいかなるものかという議論が実はあります。

ただ、いずれにしましても、市がそれをやらなければならないという職務の部分に関しましては、ある意味、ある程度の部分については必要だろうなというふうに思っておりますので、今現状議員がご披露されたような状況、今福祉課長が答弁をさせていただいたとおりの状況でありますので、今後そういう部分をトータルで少し、ほかの職種の部分もありますので、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 今資格を取っている方、非常勤の方だけでしょうか、それとも臨時の方も入っていますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） 非常勤特別職が8人いるわけですが、その方のうち6人までは取っているというようなことで、私認識しております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） そうすると、臨時の方はまだですか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） 臨時の方ということではちょっと聞いていないです。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） ごめんなさい、今ちょっと聞き取れなかったのですが、非常勤の方2人いると、臨時の方2人ぐらいということで、4時間くらいの勤務で勤めていらっしゃる方もいるのですが、その方も資格が必要なわけですね。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） 資格が必要だというのは、保育士さんとか養護の先生とか、いろいろ先生が教職を持っている方、そういった方はいらっしゃるのですが、そういった方にもなるべく取ってもらうというような形で、今そういったことでやっていってまいります。

ただ、先ほど言いましたように、ちょっと臨時の方の部分につきましては、ちょっと私どもも十分把握しておりませんでしたので、済みません、その点についてはちょっと、今ここで答弁というのはちょっとあれです。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 非常勤の方は全員受けていらっしゃるということで、臨時の方も少人数だと思いますが、受けているというお話は聞いております。これから、まだそういう資格を取る機会というのがあると思うのですが、そういう意味で臨時の方も、非常勤の方も、非常勤の方は月給制ではあるのですが、まだまだ賃金が変わっていないというふうに聞いておりますが、特に臨時の方も、臨時の方は少しずつ上がっているのかな、そんなことでまだまだ賃金の低い状況の中で働いていますので、できるだけそこは配慮、これから交通費、それから日当について、仕事に行かれるような配慮をしていただけたらありがたいと思います。しかも、仕事の内容では参加しているから、自分たちの自覚も違うのではないかというふうに思っております。

それから、環境問題について伺います。昨年12月にもやっぱり私、葉っぱが落ちていてからごみ掃除必要ではないかということで質問したのですが、その時点では12月だったものですから、草がみんな枯れてしまって、もう掃除、片づけるという段階だったのですが、今6月になりますと、草ぼうぼうが一番成長している時点で、すごく目につくのです。それで、街路樹も特に気になります。私、広くはわからないのですが、郵便局の通りの桜の木なのですが、電話線なのかと思いますが、それを乗り越えて成長しているという姿を見て、ちょっと考えなければならぬのではないかなというふうに思ったこと。

それから、さっき指定管理施設の中でやられている分については、その指定管理者のほうでやるのが責任だというふうに言われたと思うのですが、そこまで指定管理の中でやれるかどうかについては、私内容については関知しませんが、ただ本当に市のほうから、草が植木よりも伸びているのです、それがやっぱり気になります、非常に。私が見たのは情報センターの前だったのですが、

も、ツツジがこのぐらいなのに、伸びている草がそれを乗り越えて高くなっている、すごくみっともないというふうに思ったわけです。指定管理者のほうに草取りのことも含めているのであれば、そこら辺やっぱり追及するべきではないかというふうに思いました。

道路についても、もちろんそうですが、それからもう一つは、私は緑町に住んでいますので、肴町から緑町にかけてある跨線橋なのです、あれたしか県道なのですけれども、市の道路ではないのですけれども、年間かかって車通ると砂がたまるのが上から流れてきまして、肴町側、緑町側に、一番高いところはきれいなのですけれども、両端がすごく草ぼうぼうなのです。緑町で言わせると、それは県の道路だから県ですべきだということで、緑町はまらないのです。それは、私は言うてはならないのかもしれないけれども、やってほしいと言われれば、考えるのではないかなというふうにも思ったのですけれども、そこら辺について市のほうで言えるものなのかどうかについても。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 誤解のないように申し上げておきたいと思っておりますけれども、指定管理者が全てを除草含めてやるということではありません。これは施設管理の中で、例えば職員が入り口にある草を取るとか、そういうものはあるかもしれませんが、例えばエリア全体の除草をやらなければならないというのは、当然指定管理料の中で見る、もしくは市が直接委託事業者が発注をしてそれをやるということになりますので、指定管理の自主事業の中でそれをやってくださいという指定管理の協定は現在ないというふうに理解をしております。そこは誤解のないようお願いしたいと思いますけれども、ただ今ちょうど本当にこの時期、すごく草が元気よくて、もう日に日に伸びていっているというような状況があります。街路樹を中心にして、やはり道路にかかる部分とか、歩道にかかって、歩行または車道の支障を来しているようなところは、それを伐採をするという作業もします。以前にそれを伐採し過ぎて、お叱りをいただいたこともあるのですけれども、そういう意味では景観も含めてです、適宜やるということが大切なかもしれません。

ただ、そのためには相当な期間を要して、丁寧にやっていくということになるわけでありまして、その辺はコストバランスとの比較も当然やっていかなければならない。例えばいろんな形で植樹ますのところをみずから手入れしていただいている方もいらっしゃいます。お宅がその近くでないのだけれども、歩いて行って、例えばごみを拾ったり、落ち葉を拾ったりして下さっている方もいらっしゃいます。その中で、側溝から草が伸びているという部分も実はあります。その辺のところはお迎えをする立場として、でき得る限りの対応を今後もしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） 今ほど議員のほうから具体的な場所が出ましたので、そちらの対応について若干説明させていただきます。

一つ、情報センター前でございますけれども、こちらのほうは市で直接除草の作業を行っており

ます。先週業者のほうと契約が終わりまして、今週からそちらのほうの作業に入る予定にしておりますし、その脇の南線でございますが、こちらのほうは明日、市と振興局、あと沿線の関連事業所です、合同で草取りをしようというようなことで計画立ててございます。ことしは草が伸びるのがちょっと早くて、植え込みから出ているようでございますが、そのような対応をとらせてもらいますし、跨線橋のお話出ました。跨線橋につきましては、県管理の道路でございますが、こちらのほうも実は先般草が出ているよというふうな情報をいただいたものですから、こちらのほうは土砂がたまっているというふうな情報もいただきました。こちらのほうは、県のほうに早速その依頼をしております。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） どちらにしても、草取ったり、刈ったりするのが伸びてからでは遅いみたいな、気づいてからではまたすぐ取れるわけではないですので、常日ごろ取るような心がけが欲しいなというふうに私は思っているのですが、確かに県でしなければならぬのであれば県だとか、市だから市でしなければならぬというふうに決めてしまうと、その時期を待たなければならぬということもあると思うのですが、樹木等についてはやっぱり余り背の伸びないような低木ということもあるわけですから、やっぱり慎重に考えてほしいなというふうに考えます。

そんなこともありますし、私たちが生活する分については困ることではないのですけれども、やっぱり市外から来た方々が、通ったときにすごい草だねとやっぱり言われてしまうのです。そういうようなことでは、本当に伸びているわけですから言いわけもできない、何かもっとすごくいいところもあるのですけれども、そういう部分で目に当たるところについてはやっぱりきちっとやってほしいなというふうに思います。

それから、商工観光課で言ったことについては、そういう意味も含めて、そういう視点から見てほしいなということもあったのですけれども、商工観光課はどうですか。〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） おっしゃるとおりだと思います。前段のほうに書かせていただきましたとおり、やはり観光客の方、来てきれいなまちだなというのは、すごく好印象に伝わるだろうというのは議員のおっしゃるとおりだと思います。では、商工観光課で必死になってということについては、ちょっと消極的な答弁を書かせていただきましたけれども、市全体で連携を密にしながら心がけて、議員おっしゃるように、常日ごろの目配りが一番大事だなというふうに感じております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） ありがとうございます。これからも一生懸命にやっていきたいと思いま

すが、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで稲葉久美子さんの一般質問を終わります。

以上で今定例会の一般質問を終わります。

○議長（三田敏秋君） 本日はこれで散会いたします。

なお、午後3時から第1委員会室において全員協議会を開催しますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時41分 散 会